


# Habataki Disclosure 2022



はばたき信用組合 ディスクロージャー誌



はばたき信用組合



### 【当組合の考え方】

「地元の皆様に満足していただける」信用組合を目指して、健全性を保ちながら透明性の高い経営に努め、よりきめ細かな金融サービスをもって、皆様のご期待に応えて参りたいと考えております。

### 【経営理念】

1. 地域経済と地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献します。
2. お客様優先の姿勢で、ふれあいを大切に誠実に努めます。
3. 地域社会から信頼される信用組合として健全経営に努めます。

### 【令和4年度経営基本方針】

1. 地域社会への貢献
  - ①小規模事業者等の「経営課題」や「ニーズ」に対する本業支援の実施
  - ②コロナ禍における事業者に対する金融仲介機能の発揮、経営改善・事業再生支援の強化
  - ③ポストコロナを見据えた外部専門機関との連携強化
2. 本業による収益力向上
  - ①営業推進態勢の強化
  - ②経営の効率化を踏まえた店舗政策
  - ③人員配置の効率化
  - ④業務収益前年度比100%以上達成を目標に施策等アクションプランを策定する
3. 経営基盤の強化
  - ①経営管理態勢の強化
  - ②内部管理態勢の充実

### 【はばたき信用組合の概要】 (令和4年3月末現在)

設 立 昭和28年9月  
出 資 金 2,855百万円  
組 合 員 数 34,260人  
店 舗 数 11店舗  
営 業 区 域 ・新潟市のうち  
・江南区 ・中央区 ・東区  
・北区 ・秋葉区 ・西区  
・阿賀野市  
・五泉市  
・北蒲原郡聖籠町  
・新発田市のうち旧豊浦町  
・東蒲原郡阿賀町



ホームページ

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>

### Contents

概要	1	地域貢献・社会貢献	14
ごあいさつ・事業の概況	2	経営管理体制	22
主要な経営指標の推移	3	資料編	33
財務諸表	4	索引	48

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針、業績、事業内容、活動状況などを紹介しておりますので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

令和3年度の国内経済を顧みますと、我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う時短営業や行動制限などを繰り返しながらもワクチン接種や政府・自治体による各種コロナ対策、各事業所の感染防止策など必死の事業継続活動を行った結果、全体として景気を持ち直しの動きがなんとか維持されていたところへ、ロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。ロシアへの経済制裁により原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の更なる高騰によって、回復途上にある日本経済への影響が強くと懸念されるところです。政府には、国民生活の行動制限を緩和し、社会経済活動を止めずに回していく「出口戦略」と国産ワクチンや経口治療薬の開発・供給の実現を急ぐとともに、今後のウクライナ情勢を踏まえて緊急経済対策を実施するなど、この難局を切り抜けるための迅速果敢な政策運営を強く求めるところであります。

このような環境のもと、当組合としても、引き続き融資等の円滑な実行により事業者の資金繰りを支えるとともに、政府系金融機関との連携による資本性劣後ローンの供給を通じた財務基盤強化、各種給付金等の申請手続き支援などの取り組みにより、取引先を支えることが求められており、地域と共に生きる協同組織金融機関として、苦境に陥っている中小・小規模事業者及び生活者に対し、引き続き金融仲介機能を十分に発揮するとともに、より一層の金融サービスの向上に取り組んでまいります。

令和3年度の当組合の業績につきましては、預金積金期末残高110,059百万円、貸出金期末残高62,778百万円、預貸率57.04%で推移しております。収益面では、依然として低金利の影響などにより貸出金利回り始め各種運用利回りが低下する中ではありますが、本業の収益を表すコア業務純益では185百万円を計上し、本業収益を確保できる財務基盤の構築に努めてまいりました。当期純利益においては178百万円を計上することができ、自己資本比率は11.59%を確保することができました。一方、不良債権比率については、4.46%で推移しております。

これも偏に、組合員皆様のご支援の賜ものと大変感謝申し上げます次第でございます。

次に、当組合と三條信用組合との合併についてご報告申し上げます。

両組合を取り巻く経営環境は、少子高齢化と人口減少が着実に進行するなか、中小企業や小規模事業者の事業環境は、ますます不透明な状況となっております。このような経営環境下において、両組合が合併することで、これまで両組合が培ってきたノウハウや強みを活かしていくことが最善の方策であるとの認識で去る令和4年4月21日「合併基本協定書」を締結いたしました。その後、協議を重ねてまいりました結果、令和4年6月7日に「合併契約書」並びに「合併契約書付帯覚書」を取り交わしました。今後は、皆様に信頼されご期待にそえる新しい信用組合を目指し、役職員一同一丸となって努めていく所存でございます。

令和4年度も私ども“はばたき信組”は、「つながる心 はばたく未来」をスローガンに、地元金融機関として皆様の経営を下支えしていくと共に、皆様のお役にたてるよう役職員一同全力を挙げ努めていく所存でございます。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月

理事長 宇野勝雄

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	723,466	714,267	961,448	1,510,861	1,473,704
経 常 利 益	24,822	37,786	78,918	129,107	192,653
当 期 純 利 益	16,523	30,709	△ 183,316	182,504	178,152
預 金 積 金 残 高	56,823,070	55,471,573	106,205,215	110,571,792	110,059,196
貸 出 金 残 高	35,350,331	35,780,843	61,288,377	62,694,785	62,778,938
有 価 証 券 残 高	4,607,720	4,878,277	5,521,557	5,144,677	5,796,077
総 資 産 額	59,298,724	58,079,998	111,564,702	119,775,674	120,833,893
純 資 産 額	2,082,792	2,105,499	4,781,916	4,982,320	5,089,007
自己資本比率(単体)	7.81 %	7.87 %	11.16 %	11.69 %	11.59 %
出 資 総 額	1,269,736	1,269,748	2,915,331	2,875,333	2,855,332
出 資 総 口 数	1,559,472 口	1,559,497 口	2,850,662 口	2,770,667 口	2,730,665 口
出資に対する配当金	16,617	16,617	23,090	33,085	32,901
職 員 数	69 人	63 人	123 人	119 人	111 人

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。  
 2. 平成30年度までの計数は、存続組合である旧新栄信用組合の計数を記載しております。  
 各表についても同様であります。

#### 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、令和3年度(第69期)の「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である有限責任監査法人トーマツより監査を受け、令和4年5月25日付にて適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

#### 代表理事の確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和4年6月3日

はばたき信用組合

理 事 長 宇 野 勝 雄

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,320,818	1,305,412	預金積金	110,571,792	110,059,196
預け金	50,171,736	50,092,764	当座預金	1,210,735	1,019,488
有価証券	5,144,677	5,796,077	普通預金	41,495,570	43,237,518
地方債	139,249	132,455	通知預金	6,504	11,286
社債	2,403,560	2,993,554	定期預金	62,500,196	60,944,443
株式	112,019	86,475	定期積金	5,050,181	4,593,501
その他の証券	2,489,849	2,583,593	その他の預金	308,604	252,957
貸出金	62,694,785	62,778,938	借入金	4,000,000	5,500,000
割引手形	342,688	398,348	当座借越	4,000,000	5,500,000
手形貸付	2,248,563	2,393,701	その他負債	121,919	113,829
証書貸付	57,352,498	56,882,702	未決済為替借	16,823	16,880
当座貸越	2,751,034	3,104,184	未払費用	36,837	26,426
その他資産	659,044	638,857	給付補填備金	1,230	1,037
未決済為替貸	7,842	5,252	未払法人税等	4,930	4,930
全信組連出資金	406,500	406,500	前受収益	23,145	19,357
前払費用	2,715	2,668	払戻未済金	15,263	16,852
未収収益	157,050	171,226	リース債務	-	4,808
その他の資産	84,936	53,210	資産除去債務	13,922	13,998
有形固定資産	407,740	929,396	その他の負債	9,765	9,537
建物	69,621	302,388	賞与引当金	9,818	9,813
土地	284,407	323,664	退職給付引当金	35,143	29,851
リース資産	-	4,808	役員退職慰労引当金	9,700	11,090
建設仮勘定	5,665	239,334	睡眠預金払戻損失引当金	5,121	2,954
その他の有形固定資産	48,047	59,202	偶発損失引当金	11,990	9,234
無形固定資産	14,243	18,883	繰延税金負債	14,088	-
ソフトウェア	921	5,561	債務保証	13,779	8,917
その他の無形固定資産	13,321	13,321	負債の部合計	114,793,353	115,744,886
前払年金費用	23,919	18,018	(純資産の部)		
繰延税金資産	-	904	出資金	2,875,333	2,855,332
債務保証見返	13,779	8,917	普通出資金	1,385,333	1,365,332
貸倒引当金	△ 675,072	△ 754,277	優先出資金	1,490,000	1,490,000
(うち個別貸倒引当金)	(△ 489,343)	(△ 537,595)	資本剰余金	1,036,745	1,036,745
			資本準備金	1,036,745	1,036,745
			利益剰余金	1,002,008	1,147,074
			利益準備金	119,000	140,000
			その他利益剰余金	883,008	1,007,074
			特別積立金	680,000	780,400
			(優先出資消却積立金)	(370,000)	(480,000)
			(店舗取壊費用積立金)	(310,000)	(300,400)
			当期末処分剰余金	203,008	226,674
			組合員勘定合計	4,914,086	5,039,152
			その他有価証券評価差額金	68,233	49,854
			評価・換算差額等合計	68,233	49,854
			純資産の部合計	4,982,320	5,089,007
合計	119,775,674	120,833,893	合計	119,775,674	120,833,893

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 8年～47年  
その他 2年～20年

**財務諸表**  
**貸借対照表**

4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(以下「破綻懸念先」という)については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。
- また、正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率に基づき計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,580,189千円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

全国信用組合厚生年金基金の制度に関する事項は次のとおりです。

同基金は令和3年3月1日付で確定給付企業年金基金に移行したため、法令に基づき厚生年金基金の令和2年度決算(令和3年3月31日現在)は行っていません。今回記載している年金資産額等の諸数値は、令和元年度決算値を基に令和2年12月に厚生労働大臣宛に確定給付企業年金制度への認可申請を行ったものを使用しています。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	238,577,698千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590,223千円
差引額	8,987,475千円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

0.607%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766,022千円及び別途積立金24,753,497千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金8,940千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は、15,413千円であり、金銭債権はありません。

14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,702,291千円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,239千円

16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	501,687千円
危険債権額	1,995,144千円
三月以上延滞債権額	3,405千円
貸出条件緩和債権額	304,053千円
合計額	2,804,291千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は398,348千円であり、

18. 当座借越の担保、為替決済取引及び日本銀行蔵入復代理店取引並びに全国信用組合保障基金の積立金として、担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	11,678,700千円	有価証券	1,200,000千円
------------	-----	--------------	------	-------------

なお、決算日における当座借越は5,500,000千円であり、

このほか、水道料金取扱いのために現金2,100千円を担保として差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額は765円35銭です。

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、事務規程(融資編)及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。更に与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクなどについては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督のもと、余裕資金運用基準に従い行われております。

総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は3,450百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	50,092,764	50,142,831	50,067
(2) 有価証券 その他有価証券	5,717,068	5,717,068	-
(3) 貸出金 (*1) 貸倒引当金 (*2)	62,778,938 △ 754,277	64,341,073	2,316,412
金融資産計	117,834,493	120,200,972	2,366,479
(1) 預金積金 (*1)	110,059,196	110,060,319	1,123
(2) 借入金 (*1)	5,500,000	5,499,510	△ 490
金融負債計	115,559,196	115,559,829	633

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.～26.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。



金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式*1	79,009
全信組連出資金等*1	411,952
合 計	490,961

(\*1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	50,092,764	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	500,000	3,600,000	1,130,000	100,000
貸出金(*2)	5,876,432	12,104,796	14,417,330	29,704,911
合 計	56,469,196	15,704,796	15,547,330	29,804,911

(\*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	105,101,168	4,958,027	-	-
借入金	5,500,000	-	-	-
合 計	110,601,168	4,958,027	-	-

(\*) 預金積金のうち、満期日経過分及び要求払預金は「1年以内」に含めております。

22. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
地 方 債	132,455	129,987	2,467
社 債	1,202,650	1,200,000	2,650
株 式	1,503	1,417	85
投 資 信 託	352,521	270,765	81,756
外 国 証 券	1,005,135	1,001,155	3,979
小 計	2,694,264	2,603,326	90,938

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
社 債	1,790,904	1,800,000	△ 9,095
株 式	5,962	8,487	△ 2,524
投 資 信 託	33,300	36,225	△ 2,924
外 国 証 券	1,192,636	1,200,111	△ 7,475
小 計	3,022,803	3,044,824	△ 22,021
合 計	5,717,068	5,648,150	68,917

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

23. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度において減損対象銘柄はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

(1) 債券

- ① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合
- ② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、2期連続して時価が取得原価と比較し30%以上50%未満下落した場合(但し、格付機関の格付が「BBB(トリプルB)」相当以上の場合であって、40%未満の場合は除く。)

(2) 株式

- ① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合
- ② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、決算期日前6ヶ月の平均株価が取得原価よりも30%以上下落している場合

(3) 上記以外の有価証券

上記(2)株式に準ずる

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損	(単位：千円)
33,916	3	-	

26. 保有目的を変更した有価証券はありません。  
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は7,283,832千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度額超過額	237,369
減価償却	14,567
減損損失	289,651
資産除去債務費用	3,872
退職給付引当金	9,014
偶発損失引当金	2,554
税務上の繰越欠損金(注1)	120,616
その他(資産)	75,130
繰延税金資産小計	752,776
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△ 120,616
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 607,141
評価性引当額小計	△ 727,758
繰延税金資産合計	25,018
繰延税金負債	
前払年金費用	4,983
その他有価証券評価差額金(負債)	19,062
その他(負債)	68
繰延税金負債合計	24,114
繰延税金資産の純額	904

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	120,616	120,616
評価性引当額	-	-	-	-	△ 120,616	△ 120,616
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

29. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 754,277千円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、主に貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においてはその収束時期を翌事業年度末として想定しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いています。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確定であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

30. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

31. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

32. 三條信用組合との合併に関する基本合意について

当組合は、令和4年4月21日付で令和4年6月に開催予定の総代会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、三條信用組合と令和5年12月を目途に合併することについて「合併基本協定書」を締結いたしました。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	1,510,861	1,473,704
資金運用収益	1,294,372	1,283,386
貸出金利息	1,179,499	1,153,896
預け金利息	59,683	63,448
有価証券利息配当金	41,615	40,753
その他の受入利息	13,573	25,287
役務取引等収益	79,027	72,046
受入為替手数料	32,101	26,046
その他の役務収益	46,926	45,999
その他業務収益	9,012	17,118
その他の業務収益	9,012	17,118
その他経常収益	128,448	101,154
貸倒引当金戻入益	35,594	-
償却債権取立益	22,874	97,505
株式等売却益	-	3
その他の経常収益	69,979	3,645
経 常 費 用	1,381,753	1,281,051
資金調達費用	23,543	14,052
預金利息	24,021	15,279
給付補填備金繰入額	666	374
借用金利息	△ 1,144	△ 1,601
役務取引等費用	160,557	147,435
支払為替手数料	17,766	14,320
その他の役務費用	142,791	133,115
その他業務費用	102,344	2,920
その他の業務費用	344	2,920
経 費	1,063,790	1,034,073
人 件 費	628,149	614,585
物 件 費	421,128	382,351
税 金	14,512	37,136
その他経常費用	31,516	82,568
貸倒引当金繰入額	-	79,204
貸出金償却	17,796	-
その他の経常費用	13,720	3,363
経 常 利 益	129,107	192,653

科 目	令和2年度	令和3年度
特 別 利 益	52,919	-
固定資産処分益	39,919	-
その他の特別利益	13,000	-
特 別 損 失	5,471	12,421
固定資産処分損	5,471	12,421
税引前当期純利益	176,555	180,232
法人税・住民税及び事業税	10,069	10,045
法人税等調整額	△ 16,017	△ 7,965
法人税等合計	△ 5,948	2,079
当期純利益	182,504	178,152
繰越金(当期末残高)	20,503	38,922
店舗取壊費用積立金取崩額	-	9,600
当期末処分剰余金	203,008	226,674

(注)

- 記載事項は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 57円51銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	203,008	226,674
これを次のとおり処分します。		
剰余金処分量	164,085	175,901
利益準備金	21,000	23,000
普通出資に対する配当金	14,005 (年1.00%の割合)	13,821 (年1.00%の割合)
優先出資に対する配当金	5,880 (年0.60%の割合)	5,880 (年0.60%の割合)
優先出資に対する配当金	13,200 (年0.66%の割合)	13,200 (年0.66%の割合)
優先出資消却積立金	110,000	120,000
繰越金(当期末残高)	38,922	50,772

当組合と三條信用組合は、令和4年4月21日「合併基本協定書」を締結し、その後、協議を重ね、令和4年6月7日に「合併契約書」並びに「合併契約書付帯覚書」を取り交わしました。また、令和4年6月23日に開催した両組合の総代会において、本合併について承認されました。

### ◇合併を合意するに至った経緯

両組合を取り巻く経営環境は、一昨年以来の新型コロナウイルス禍に加え、昨今の国際情勢の変化に伴うエネルギー価格の急上昇や米国における金融政策の転換等を踏まえると、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。さらに、日本社会の基調ともいえる少子高齢化と人口減少が着実に進行するなか、中小企業や小規模事業者の事業環境は、ますます不透明な状況となっております。

このような経営環境下において、はばたき信用組合の強みである非製造業部門の事業者向け融資と三條信用組合の強みである製造業の事業者向け融資を主体に、新潟市、阿賀野市、五泉市（はばたき信組）、三条市（三條信組）を拠点に、隣接する営業地域を有する両組合が一体となって、各々の営業基盤や経営資源を統合することで効率化を図り、多様化・高度化するお客様の要望に的確にお応えし、より一層地域のお客様に信頼され、真に地域に必要とされる金融機関となるためには、両組合が合併することで、強固な経営基盤を構築すると共に、これまで両組合が培ってきたノウハウや強みを活かしていくことが最善の方策であるとの認識で一致しました。

### ◇合併の理念と目的

両組合は、地域の中小企業や小規模事業者並びに勤労者の専門金融機関として、協同組織の特性である人的結合と地域密着により経営基盤を拡大・強化し、合わせて地域社会の発展と向上に貢献して行くことで、組合員から支持される金融機関を目指し、以下に掲げる目的の実現に向けて取り組んでまいります。

#### (1) 地域への貢献

両組合がそれぞれの営業基盤において培ってきた組合員（お客様）との信頼関係や信組本来の地域密着型金融機関としてのコンサルティング機能を発揮し、地域経済の向上に努めてまいります。

#### (2) 金融仲介機能の向上

両組合の融資ノウハウや情報の共有により、両組合の営業基盤における金融仲介機能の向上に努めてまいります。

#### (3) 経営の効率化

合併による合理化、効率化のメリットを最大限に発揮するとともに、両組合の強みを活かした営業活動を展開し、将来にわたって持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

令和4年4月21日「合併基本協定書」調印



三條信用組合  
佐藤理事長

はばたき信用組合  
宇野理事長



記者会見

◇合併契約の概要

合併は、対等の立場において相互尊重の精神に基づき行いますが、手続きその他の関係上、法的には以下の形式をとるものです。

1. 合併期日 令和5年11月20日とします。
2. 合併の方法 合併は対等合併とし、合併の手続き上「はばたき信用組合」を存続信用組合とします。
3. 合併後の名称 「はばたき信用組合」とします。
4. 出資金 出資1口の金額は500円とし、三條信用組合の組合員の出資1口をもって、はばたき信用組合の出資1口をあてるものとします。
5. 合併後の本店・本部 現はばたき信用組合本店・本部に設置します。
6. 営業地区 合併後の営業地区は、はばたき信用組合の営業地区に三條信用組合の営業地区を加えたものとします。
7. 役員 合併後の役員の数値は理事8人以上15人以内、監事3人以上4人以内とします。
8. 総代 合併後の総代の数値は100人以上140人以内とします。ただし、はばたき信用組合の最初の総代改選期までは、総代の数値を200人以上250人以内とし、両信用組合の合併時の全総代とします。
9. 合併の効力 関東財務局長の合併認可を条件とします。

◇両組合の概要（令和4年3月末現在）

はばたき信用組合		三條信用組合	
理事長	宇野 勝雄	理事長	佐藤 一正
本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	本店	三条市興野3丁目11番12号
設立日	昭和28年9月14日	設立日	昭和27年8月29日
預金残高	110,059百万円	預金残高	49,766百万円
貸出金残高	62,778百万円	貸出金残高	20,498百万円
普通出資金	1,365百万円	普通出資金	712百万円
優先出資金	1,490百万円	優先出資金	-百万円
組合員	34,260名	組合員	12,595名
店舗数	11店舗	店舗数	7店舗
常勤役員数	117名	常勤役員数	64名
営業地域	新潟市（江南区・中央区・東区・西区・北区・秋葉区）、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町に限る）、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町	営業地域	三条市、見附市、燕市、加茂市、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町に属する地区）

合併後の組合の規模（計数は令和4年3月末現在の両組合の合計）

新組合名	はばたき信用組合		
本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号		
設立日	昭和28年9月14日		
規模			
預金残高	159,825百万円	貸出金残高	83,276百万円
普通出資金	2,077百万円	優先出資金	1,490百万円
組合員	46,855名	常勤役員数	181名
店舗数	18店舗		
営業地域	新潟市（江南区・中央区・東区・西区・北区・秋葉区）、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町に限る）、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町、三条市、見附市、燕市、加茂市、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町に属する地区）		

◇本店を建替えております。

現在の本店は、築後50年を経過し、設備の老朽化や耐震性への懸念があることなどから、本店敷地内に新本店を建設し、新本店への移転後に現本店の取壊しを行う予定で、現在建替え工事を行っております。

完成予定日

新本店竣工：令和5年2月末 本店移転オープン：令和5年6月 工事完了：令和5年12月

お客様や近隣の皆様には建設工事中は、何かとご不便をお掛け致しますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



完成予想図



地鎮祭



工事現場

◇豊栄支店を移転・新築しました。

豊栄支店は、昭和51年10月の開店以来、近隣の皆様よりご愛顧頂き、新潟市北区白新町にて営業を続けてまいりましたが、店舗が手狭となったことなどから、新潟市北区石動（豊栄駅北口）に新店舗を建設し、令和4年2月21日（月）に移転オープンいたしました。

新・豊栄支店では、2月21日の開店日から25日まで移転新築記念イベントとして、来店記念品やくじ引きでプレゼントの贈呈などを行いました。また、移転新築記念定期預金として特別金利定期預金を取り扱い、好評のうちに終了いたしました。

新店舗は、バリアフリーの店内と吹き抜けのロビーで人と環境にやさしい空間と明るさのある店舗となっておりますので、多くの皆様に快適にご利用いただきたいと思います。



◇安田支店を移転します。

安田支店は昭和37年7月の開店以来、近隣の皆様よりご愛顧頂き、阿賀野市保田にて営業を続けておりますが、店舗の老朽化や駐車場が手狭であることなどから、現在、安田ショッピングセンター（ウインディ）内に新店舗の開設準備をしており、令和4年8月8日（月）に移転する予定です。

新店舗移転後は、広い駐車場をご利用いただけるとともにお買いものに合わせてご来店が可能になるなど、お客様へのより一層のサービス向上につながるものと思っております。



○新潟市（江南区）との移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結

当組合は、新潟市と首都圏などからの移住・定住などの促進に向けた連携協定を締結しております。新潟市としては、金融機関と移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結するのは初めての試みであり、全国的に見ても先駆的な取り組みです。この協定により、今後、首都圏などから江南区に移住する人に対する支援策に、両者が互いに連携・協力しながら取り組んでいます。当組合としては、住宅ローンや空き家等活用ローンなどによる金融面からの支援に取り組んでいます。

○五泉市及び阿賀野市と包括連携協定締結

当組合は、五泉市と阿賀野市の両市と、『地方創生における包括連携協定』を締結しております。子育て支援や健康増進、人口減少対策等を効果的に実施し、地方創生の取り組みを加速させることによって地域社会の発展及び経済の活性化を図り、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、相互の発展に資することを目的とした活動を行います。協定の内容については、地域経済活性化に関すること、市民の生活改善に関すること、空き家対策、移住定住の促進、結婚・出産・子育て支援、少子化対策、市民の健康関連、防災や耐震など危機に関することなどを行ってまいります。具体的な取り組みとしましては、両市との連携金融商品（定期預金・定期積金・住宅ローン・学資ローン）を開発し、金融面で地域住民の皆様へ支援させていただきます。

五泉市との包括連携協定実施商品

**五泉市に  
お住まいの皆さまへ**

○国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。  
○後期高齢者医療被保険者の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方。  
○五泉市が実施するがん検診を受診された方。

**スーパー定期預金 1年もの  
店頭表示金利に  
プラス**

**+年0.15%上乗せ(お申込)**

**+年0.10%上乗せ(お申込)**



年1回「健康診断」を受けましょう！

## 健康応援定期

商品概要	商品概要
<p><b>【お預けいただける方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○五泉市国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。</li> <li>○後期高齢者医療被保険者(五泉市)の方で後期高齢者の健康診査を受診された方。</li> <li>○五泉市のがん検診対象者の方で、がん検診のどれかを受診された方。</li> </ul> <p>※お預け入れは、ご本人さま名義に限ります。受診された方は当組合にお申し出ください。</p> <p>●預金の種類 スーパー定期預金(証書、総合口座、通帳式)</p> <p>●お預入期間 1年(自動継続)</p> <p>●お預入金額 1人様 <b>300万円以内</b></p> <p>※当組合の特設金利制度との併用はできません。 ※中途解約の場合は当組合所定の中途解約利率を適用いたします。 ※お利息には、復興特別所得税(平成24年12月31日までの期間) 20.31%(国税15.31%、地方税5%)の課税の適用となります。</p>	<p><b>【通用金利】</b></p> <p>特別優遇金利 組合員の方は、店頭表示金利 <b>+0.15%</b> 非組合員の方は、店頭表示金利 <b>+0.10%</b></p> <p>※特別優遇金利の適用は初回満期日までとなります。 ②但し、初回満期日以降においても、下記確認資料のご提出により特別優遇金利でお預入れいただけます。 ③原則1年以内に、健康診査・がん検診等を受診されていることが条件となります。</p> <p><b>【本人確認資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証</li> <li>【検診受診の確認方法】(いずれかご提出)</li> <li>○特定健康診査結果通知書、特定健康診査個人記録票の提示</li> <li>○検診の個人負担額の領収書</li> <li>○薬料で受診され領収書がない場合でも、当組合にご相談ください。</li> </ul>

つながる心 はばたく未来

**はばたき信用組合**

五泉支店 ☎ 43-2211  
村松支店 ☎ 05-2121

はばたき信用組合は 子育て家庭を応援します !!

## 阿賀野市子育て応援定期積金

阿賀野市との包括連携協定実施商品

**阿賀野市に  
お住まいの皆さまへ**

【阿賀野市子育て応援カードは、地域での子育てを応援するため、15歳未満の子どもがいる希望する保護者に対し、1世帯に2枚を上乗せして交付するカードです。協賛企業として登録していただければお家でカードを提示したときは、各種サービスの特典を受けられるという制度で、はばたき信用組合も協賛店となっております。

**はばたき信用組合の子育て応援  
「定期積金の金利上乗せ」**

**店頭表示金利に  
プラス**

**+年0.1%上乗せ**



【通用金利】

- 特別優遇金利
- 店頭表示金利に**+0.1%金利上乗せ**

**【お預けいただける方】**

- 阿賀野市に在居の15歳未満の子供を養育している保護者様で、『阿賀野市子育て応援カード』をお持ちの方。

**【お預入名義】**

- 子供様名義及びご両親名義

**【お預入限度額】**

- 対象者1名につき毎月の掛け金10万円を限度とします

**【お預入期間】**

- 当組合が扱う定期積金の全期間

つながる心 はばたく未来

**はばたき信用組合**

阿賀野支店 ☎ 05-2680  
安田支店 ☎ 05-2280

○第一勧業信用組合との連携協定締結

当組合は、東京の第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献するために、連携協力に関する協定を締結しています。この提携により、両組合の組合員が行う事業の相互利用促進や販路の拡大、利便性向上を支援していきます。具体的には、首都圏に店舗網を持つ第一勧業信用組合が開催する地方物産展などにお客様にご来店していただき、地場産業や地域名産品などを幅広く紹介していただいています。また、お客様相互のビジネスマッチング、お取引先、職員の交流の場の設定なども行っています。



## ○新型コロナウイルス感染症への対応

ワクチン接種が開始されましたが、未だに新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況が続いています。当組合でも感染防止・予防対策のさまざまな取り組みを実施するとともに、融資を積極的に行うことで中小事業者の皆様の経営を支援しています。

### ◇感染防止・予防の取り組み

職員の検温などによる健康管理を行うとともに、マスク着用、手洗い、店内の消毒などを励行しています。  
また、窓口カウンターなどにビニールシートやアクリルパーテーションを設置し、お客様との接点を狭めておりますが、感染防止の取り組みとしてご理解・ご協力をお願いします。



### ◇資金繰り支援の取り組み

令和2年4月より「新型コロナウイルス相談窓口」を融資カウンターに表示し、お取引先の業況把握に努めています。

「新型コロナウイルス感染症」の影響に係る条件変更手数料については、一律無料としています。〈令和4年9月30日（金）まで〉

当組合では、窓口や取引先訪問を通じ、実態把握に努めるとともに、資金繰り相談や融資の条件変更等、きめ細やかに対応しております。



### ○窓口やキャッシュコーナーでの犯罪防止の取り組み

新潟県警などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めています。ご預金のお引き出しの際などに、職員がお声かけすることがありますが、警察と金融機関が協力して特殊詐欺被害の未然防止のために行っているものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



また、ATMでのお引出しの限度額を設定しているほか、70歳以上かつ1年以上カード振込利用の無い方のATMでの振込限度額を10万円とするなどの取り組みも行っております。

稲葉支店窓口職員が電話をしながらATMを操作しているお客様に声掛けし、特殊詐欺被害の防止につながりました。  
これにより新潟県警より感謝状を贈呈されました。

### ○職場体験学習

高校生、中学生、小学生の職場体験学習を毎年受け入れています。職場体験を通じて、信用組合の業務や職場でのマナーなどを学んでもらっています。



亀田中学校の生徒さん

### ○地域清掃活動

毎朝、店舗周辺の道路、バス停等の清掃活動を実施しています。  
町内クリーン作戦にも参加しています。



### ○しんくみの日週間活動

毎年「しんくみの日（9月3日）」週間に合わせて社会貢献活動の一環として本店駐車場において献血を行っています。

当組合役職員に加え、お客様からも献血にご協力いただいております。



R3.9.2 しんくみの日週間活動（献血）

### ○社会支援活動

地域の社会福祉活動や青少年の健全な育成を支援するために、青少年育成協議会や社会福祉協議会を通じて小学校などに寄附をしております。



NPO法人 阿賀野市総合型クラブ 五泉市みどりっ子学童クラブ

## はばたきの取り組み（地域貢献情報）

### 地域貢献に関する当組合の経営姿勢

当組合は、新潟市江南区に本店を置き、新潟市（うち江南区、中央区、東区、北区、西区、秋葉区）、阿賀野市、五泉市、聖籠町、阿賀町、新発田市（旧豊浦町に限る）を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな営業活動を行い、信用組合としての特性発揮と機能の強化を基本方針として展開していく一方で、地域の皆様と共に発展していくために、当組合自身の健全経営の確保や経営効率の改善にも取り組んでおります。

このように、当組合では地域密着と健全経営の確保に向けた活動を通じて、地域の皆様からの信頼と期待にお応えできる金融機関を目指し、今後とも役職員一丸となって経営努力を重ねてまいります。

### 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

#### 1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は公共的使命を全うするために、地域経済の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様と対話により金融の円滑化に取り組んでおります。その取り組みに際しては、当組合の「経営理念」「経営方針」に沿った、「経営支援マニュアル」（経営改善計画書の策定支援等）を定め役職員が対応しております。

#### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お取引先企業の経営支援につきましては、経営支援室と営業店が連携して取り組んでおります。また、「経営革新等支援機関」（認定支援機関）として、お取引先企業と話し合い、経営改善計画の策定に取り組むとともに「中小企業再生支援協議会」等外部機関や「税理士」等外部専門家と連携を図りながら、事業再生に取り組んでおります。

更に、お取引先企業の経営支援に対する要望にお応えすべく、役職員が内部・外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能の発揮をすべく、目利き能力の向上に努めております。

#### 3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

##### i 創業・新規事業開拓の支援（令和3年度実績 10先 105百万円）

###### 取組事例

地域経済において成長が見込まれる分野の事業に取り組む企業に対して外部専門家や外部機関と連携を図りながら、新潟県や新潟市の制度資金を活用し支援に取り組みました。

##### ii 成長段階における支援

##### iii 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

###### 取組事例

「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」における「中小企業支援ネットワーク」等が構築されたこと。

また、「税理士」等外部専門家や「中小企業再生支援協議会」等外部機関と連携して、お取引先企業の経営改善や事業再生に取り組みました。

期初債務者数 A	うち経営改善支援取り組み先 a			経営改善 支援取組率 $a/A$	ランク アップ率 $\beta/a$	再生計画 策定率 $\delta/a$
	aのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 $\beta$	aのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 $\gamma$	aのうち再生計画を 策定した先数 $\delta$			
402先	110先	6先	104先	27.36%	5.45%	14.55%

(注) ①. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

②. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。

③. 債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

④. 「a（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$ （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はaには含まれますが $\beta$ には含んでおりません。

⑤. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 $\gamma$ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

⑥. 「aのうち再生計画を策定した先数 $\delta$ （デルタ）」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。

⑦. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

#### 4. 地域の活性化に関する取り組み状況

より細やかで行き届いたお客様サービスを図るため、当組合は協同組織金融機関としての存在意義を発揮していくため、その原点に立ち返り特性を発揮していくことが社会的に求められています。当組合は、地域の活性化に向けて、政府の関係省庁が連携して推進する「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」に基づいて、以下のとおり取り組んでおります。

i 円滑化法終了後も、他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等や円滑な資金提供に努めます。

ii 経営改善計画の策定が困難なお取引先の計画策定支援（認定支援機関）に努めます。

iii 再生計画策定支援の確実な実施のための、「中小企業再生支援協議会」等外部機関との連携に努めます。

iv 「中小企業支援ネットワーク」の参加機関と連携して、お取引先の経営改善・事業再生の支援。

v 経営支援と併せた公的金融・信用保証協会による資金繰り支援。

## はばたきの取り組み（地域貢献情報）

### 地域貢献への取り組み状況

「中小企業金融円滑化法」（平成21年12月施行）は平成25年3月末で終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を踏まえ、事業資金や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸付条件の変更等に引き続ききめ細やかに対応しております。

また、燃料・原材料価格の高騰、各種部材の供給制約等が長期化の様相を呈するなか、これらの影響を受ける事業者の資金繰り支援についても積極的に取り組んでおります。

金融機関としてコンサルティング機能を発揮できるよう、定期的かつ継続的な訪問等により、お客様との対話を通して経営実態を把握し、経営課題に親身になってお応えできるよう取り組んでまいります。

	令和2年度		令和3年度	
	受付件数	実行件数	受付件数	実行件数
中小企業者	461	445	287	286
住宅ローン	15	14	12	12
計	476	459	299	298

### 中小事業者支援のための取り組み

#### ○若手経営者の会「ねくすとF.C.」の活動状況

地域の活性化のため、また、地域経済の将来を見据え地元企業の若手経営者の育成を図るため、平成23年10月に発足した若手経営者の会「ねくすとF.C.」は10年を経過し、現在の会員数は90名となっております。令和3年度は全国的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響から会の活動は自粛せざるを得ない状況となりましたが、現在、ポストコロナを見据えた活動の活性化策および会員に対するサポート策等を協議・検討しております。



#### ○目利き能力の向上・人材育成

当組合は、中小事業者の技術力、販売力、将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材育成に積極的に取り組んでおります。その一環として、新潟県信用組合協会等主催の研修に計画的に職員を参加させております。また、外部講師を招聘し、勉強会を開催し、職員のスキルアップを図っております。

- ・ 事業性融資推進講座
- ・ 事業性評価(実戦)研修
- ・ 現場担当者のための事業承継講座 など



## はばたきの取り組み（地域貢献情報）

### 融資を通じた地域貢献

#### 融資先数・金額

中小零細事業者および個人の皆様の幅広い資金ニーズにお応えするため、事業性のご融資や住宅ローンなどの個人向けの各種ローンのほか、全国緊急保証制度、県、市や信用保証協会等の中小企業向け制度融資についても積極的に対応してまいりました。

事業性融資	1,533先	
設備資金		16,697百万円
運転資金		18,989百万円
個人向け融資	4,427先	
住宅ローン	1,329件	12,367百万円
消費者ローン	3,055件	3,521百万円
当座貸越、その他		5,182百万円
地方公共団体 他	8先	6,020百万円

#### 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市の中小企業向け制度融資の取扱金融機関として、積極的に中小零細企業等の資金ニーズにお応えしております。

令和4年3月期の取扱残高	1,199件	9,714百万円
--------------	--------	----------

### 日本政策金融公庫との業務連携

当組合と、株式会社日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は、平成27年2月24日付で「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。日本公庫は100%政府出資の政策金融機関です。創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野に係る連携を円滑に行い、相互に協力して、地域経済の活性化を図ることを目的としております。従来から、当組合と日本公庫は中小企業支援を中心とした情報交換や協調融資に取り組んできましたが、標記覚書締結によりこれまで以上に幅広い分野において、中小企業者及び農林水産業者への経営支援強化を目指してまいります。当組合が有するきめ細かい相談機能と、日本公庫が有する豊富な支援ノウハウのシナジー効果により、地域の中小企業者及び農林水産業者の皆様に、協調融資の実施や様々な情報提供など、より一層ご満足いただける金融サービス展開を図ってまいります。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様から相談を受けた際には、真摯に対応するよう取り組んでいます。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

#### ◇具体的な取り組み

借入の申込み時や保証契約の更新、事業承継などの機会に、ガイドラインで求められている以下の要件について、充足状況を確認し、経営者保証の必要性を検討しております。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報等が提供されていること など

#### ◇「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	534	340
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	29.52%	28.96%
保証契約を解除した件数	5	15
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0	0

## はばたきの取り組み（地域貢献情報）

### 地域へのサービスの充実

#### 顧客の組織化とその活動状況

- ◆ お客様の親睦を図るため「友の会」を結成しており、会員数は約1,200名となっております。活動としては親睦旅行、合同友の会講演会、ゴルフ大会、情報交換会など、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただいております。
- ◆ 当組合で年金のお受け取りをされている方の親睦を図るため、年金友の会「遊悠倶楽部」を設立しております。会員数は現在約9,000名であり、会員の皆様には「お誕生日プレゼント」や優遇金利による「ゆうゆう年金定期」などのサービスを提供しております。
- ◆ 日頃のお客様への感謝の意を込めて、毎年12月に各店舗において感謝デー（2日間）を実施しており、ご来店されたお客様への「ご来店プレゼント」や抽選会を行い地域の皆様と親睦を深めております。

#### 情報提供活動

##### 各種パンフレットの配布

預金保険制度・住宅税制のパンフレット等により、お客様に有効な情報を提供しております。

#### 顧客利便性の提供

##### カードサービス

当組合の本支店11店舗および5出張所のATMコーナーのほか、全国各地の信用組合・銀行・信用金庫・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行のATMでもご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。

##### ATMコーナーの365日稼働とATM利用手数料の無料化

本店、稲葉支店、横越支店、馬越支店、大形支店、阿賀野支店、安田支店、豊栄支店、五泉支店、村松支店、新津支店のATMコーナーは、365日毎日稼働しております。祝日及び年末年始・GWの休日にもご利用いただけます。

**当組合のカードによる当組合ATMでのお引出し、お預入れは、土日、休日を含め、いつでも無料です。**

\*なお、カードサービス及びATMの営業時間、ご利用手数料等につきましては、45ページの「ATM利用手数料・取扱時間」または当組合のホームページをご覧ください。

##### コンビニATMサービス

セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでは、ご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。なお、ご入金・お引出しのご利用手数料は、全時間帯一律110円となっております。

##### 「駅のATM」サービス

JR東日本の主要駅構内などに設置されている「駅のATM・VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」にて、お引出し・残高照会がご利用いただけます。

##### ATM振込みサービス

全店のATMでお振込ができます。他行カードを含むキャッシュカードでのお取引となります。

##### 振込取引がさらに便利になりました。

平日夜間や休日での振込ニーズに応えるため、全国の金融機関で即日入金ができるようになりました。

これにより、当組合口座への振込は、24時間365日当日入金となります。

また、当組合口座から他金融機関口座への振込は、ATM営業時間内において即日振込が可能となります。

\*振込先の金融機関によっては、当日振込ができない場合があります。その場合は翌営業日予約扱いとなりますので、当日振込の可否については、ATMの取引画面でご確認ください。

##### しんくみATMでの相互記帳サービス

通帳記帳サービスに提携する信用組合同士の普通預金通帳等を

ATMで相互記帳できるサービスです。

当組合の通帳を提携信用組合のATMで、また、提携信用組合の通帳を当組合のATMで記帳いただけます。（通帳の繰越はできません。）

\*提携信用組合及び記帳可能なATMについては、当組合のATMコーナーまたはホームページの一覧表をご覧ください。

##### でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、ご利用申込みをいただいております。

このサービスには、電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」（でんさいネット）に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引も可能です。

##### Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの取扱い

口座振替の申込手続きがクレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy（ペイジー）口座振替サービスを取扱っております。

Pay-easy（ペイジー）マークと当組合の表示のある収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示のうえ、お申込みください。

土日、祝日でもお申込み手続きができ、手数料は無料です。

##### 休眠預金の取扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行されています。これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題の解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを開始しました。

ホームページにも「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載していますので、お心当たりのある方は、過去の取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降のお取引から10年以上その後のお取引のない預金等が休眠預金となります。 *障がいのある方のマル優が適用となる預金などは対象外となります。
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときには、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年を経過する日までに休眠預金として預金保険機構へ納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等にかかる元本および利子に相当する額の支払い請求ができます。

#### 成年年齢引下げへの取り組み

「民法の一部を改正する法律」（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

この改正により、18歳に達した者は一人で有効な契約をすることが可能となり、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

若年者が社会に大きな活力をもたらすことが期待されるなか、当組合の融資においては、個人ローン等の対象年齢を18歳以上とし、ニーズに対応してまいります。一方で、安易な契約や買い物でトラブルに巻き込まれることのないよう、消費者教育や注意喚起を行い、審査態勢の整備を図り、利用者利便と顧客保護の両面に十分に配慮しつつ、若年者が過大な債務を負うことがないよう取り組んでまいります。

【基本的な考え方】

金融の自由化・国際化の進展、金融界のコンピュータリゼーション、金融機関での同質化と新規参入、更には金融技術の発展により金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、経営においてはリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当組合では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図ると同時に、適正な業務の遂行を可能にする上で必須要件であるとの認識に立ち、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクの管理態勢を明確化するとともに、管理するリスクごとに管理担当部署を定め、これら管理担当部署において担当する各リスクについての方針を策定した上で、業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを適切に管理する体制を構築してまいります。

1. 自己資本

自己資本比率は金融機関の安全性を図る指標の一つであり、国内基準は4%以上と定められております。

自己資本の管理は金融機関として地域のお客様が安心して取引できる健全な体質と業務の適切性を確保する上で重要なものであることを認識した上で、自己資本の維持・充実を図ってまいります。

2. 信用リスク

与信先の業況悪化等に伴い、資産の価値が減少ないし消滅して損失を被るリスクをいい、厳正な自己査定の実施に基づいてリスクを適正に把握し、特定の業種や特定先に対する与信集中の防止等に努めながら当組合の資産の健全性を維持向上することを目的としています。

3. 資産査定

資産査定とは、当組合が保有する資産（貸出金、有価証券等）を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することをいい、資産の不良化によりどの程度危険性にさらされているかを判定するものです。

当組合では、貸出金等自己査定の債務者区分および分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に努めるとともに、管理手法につき、経済環境の変化、取引先の動向、市場の発動動向等に応じ随時見直しを行い与信判断の正確性を期するとともに貸出金等の資産に関する自己査定の充実に努めております。

4. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利変動により損失を被る金利リスク、有価証券等の価格変動により資産価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により為替差損が発生する為替リスクなどに区分される。

当組合では、「市場リスク管理規程」を制定するとともに、余裕資金運用基準に基づき資金の運用と管理について、金利・為替等のリスク管理を徹底し、安定的な収益を確保すべく常勤役員から構成される常勤会を定期的開催し、ALM運営の重要事項について審議・決定しております。

5. 流動性リスク

必要な資金が調達できない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと市場の混乱等により取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被る市場流動性リスク。

当組合では、「流動性リスク管理規程」に基づき、資金繰り担当部署で運用・調達の状況を常時把握し、適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しております。また、緊急対応マニュアルを制定し不測の事態への対応も定め、具体的な対応手順や流動性確保を準備して流動性リスクには万全を期しております。

6. オペレーショナルリスク

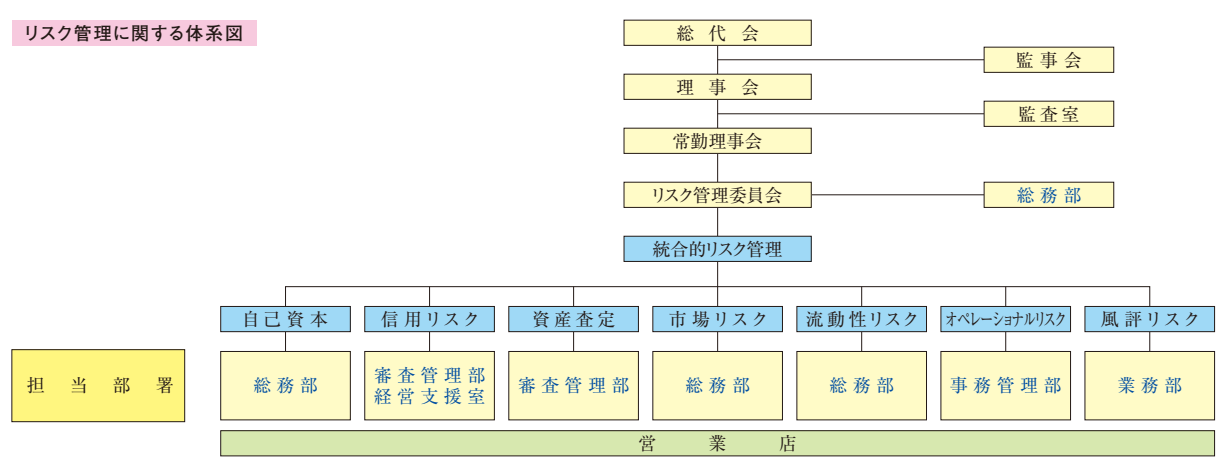
オペレーショナルリスクとは、当組合が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、当組合では以下のリスクを管理の対象としています。

- (1)事務リスク・・・役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起すことにより被るリスク。
- (2)システムリスク・・・コンピュータシステムの障害、破壊、不正利用等により被るリスク。
- (3)その他のリスク・・・①法務リスク：お客様に対する過失による義務違反等により生じる損害賠償等のリスク。  
 ②人的リスク：人事運営上の不公平、差別的行為等により生じる損失等のリスク。  
 ③有形資産リスク：災害その他により生じる店舗等の毀損・損害等により被るリスク。

7. 風評リスク

風評リスクとは、当組合の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性及び個人情報の漏洩に伴う信用の失墜等により、お客様から見て当組合への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって損失を被るリスクをいいます。

リスク管理に関する体系図





#### ○コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
6. 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

#### ○行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し関係遮断を徹底する。

#### ○反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力に対して資金提供・便宜供与及び裏取引は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※定款、預金規定、融資契約書、出資金申込書等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、預金口座開設時など各種取引のお申込みの際にお客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

#### お客様相談室 TEL 0120-400-103 のご案内

当組合では、お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

\*お客様相談室では振り込め詐欺による被害のご相談をお受けしております。

\*令和3年度に「お客様相談室」に寄せられた相談・苦情等につきましては、以下の状況でした。

・相続手続きに関するもの 1件 ・口座入出金に関するもの 5件 ・ATM、カード利用に関するもの 2件

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられております。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置及び紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

### ○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

#### はばたき信用組合 お客様相談室（総務部）

電話番号：0120－400103

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

### ○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様はお客様相談室または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様もご利用いただけます。

#### 新潟県信用組合協会

住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28（信用組合会館2階）

電話番号：025－247－7433

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

#### しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）

電話番号：03－3567－2456

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

#### 新潟県弁護士会示談あっせんセンター

住 所：〒951-8126 新潟市中央区学校町 1-1-1

電話番号：025－222－5533

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および弁護士会の休業日を除く）

#### 弁護士会等

東京弁護士会	紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3581-2249）
生命保険相談所（一般社団法人生命保険協会）		（電話：03-3286-2648）
そんぼADRセンター（一般社団法人日本損害保険協会）		（電話：0570-022808）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

\* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。  
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合のホームページをご覧ください。

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>

## 経営管理体制

### 預金保険制度・個人情報等の保護について

#### ○預金保険制度

万一、金融機関が破綻した際には、預金保険によって1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

また、これとは別に、無利息などの一定条件を満たす「決済用預金」は全額が保護され、当組合では対応商品として「無利息型普通預金」を取り扱っております。

#### 【預金保険制度による保護の範囲】

当座預金 普通預金 別段預金	定期預金・定期積金 納税準備預金 通知預金	外貨預金・譲渡性預金等 (当組合は取り扱っておりませ ん)
利息のつかない等の3 要件を満たす預金は 全額保護(注1)	合算して元本1,000 万円までとその利息 等を保護(注2)	保護対象外 (破綻金融機関の財産の状 況に応じて支払われます)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たす預金です。

(注2)「元本1,000万円までとその利息等を超える部分」については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。なお、定期積金の給付補填備金なども、利息と同様に保護されます。

#### 【無利息型普通預金の商品概要】

ご利用いただける方	個人・法人及び地方公共団体等
お利息	無利息
お預け入れ金額	1円以上1円単位
払い戻し方法	随時
付帯サービス	口座振替・給与・年金のお受け取りなど決済サービス、総合口座のご利用など
その他	新規口座開設の他、従来からのご利用の普通預金を「無利息型普通預金」に変更することが出来ます。この場合、口座番号が変わらないため、口座振替の変更手続きは不要です。また、従来からのご利用のキャッシュカードはそのままだご利用いただけます。

#### ○個人情報等の保護について

##### 【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

##### 1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

##### 2. 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。

なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外には、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

##### 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

##### 4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。

その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

##### 5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

##### 6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

##### 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。

ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

##### 8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参ります。個人情報等の取扱い等に関するご質問等については、以下の窓口にお申出ください。

#### 【お問い合わせ先】

はばたき信用組合 「お客様相談室」 電話番号：0120-400-103（休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）

ファックス：025-382-7079

【個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的】

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) お客様（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
  - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
  - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
  - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
  - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
  - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
  - ⑧預貯金口座付番に関する事務
- (2) お客様および役員等以外の個人に係る事務
  - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
  - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
  - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報〔要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定める記述等が含まれる個人情報）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報〕は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。

また、機微情報は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づき利用目的が制限されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき、本人確認を行うほか取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っています。

これらの確認は、新規のお客様に限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客様への確認）が必要な主な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

■確認させていただく事項

個人の場合

確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。

法人の場合

確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記確認書類のほか、法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。

有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りま。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。

また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

○マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しております。届出が任意のお取引もありますが、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーは、重要な個人情報であることから、十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしております。

□個人の方で必要となる主な取引

- マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- 個人向け国債のお取引 など

1. 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款に定めるところにより、「総代会」を設置しております。

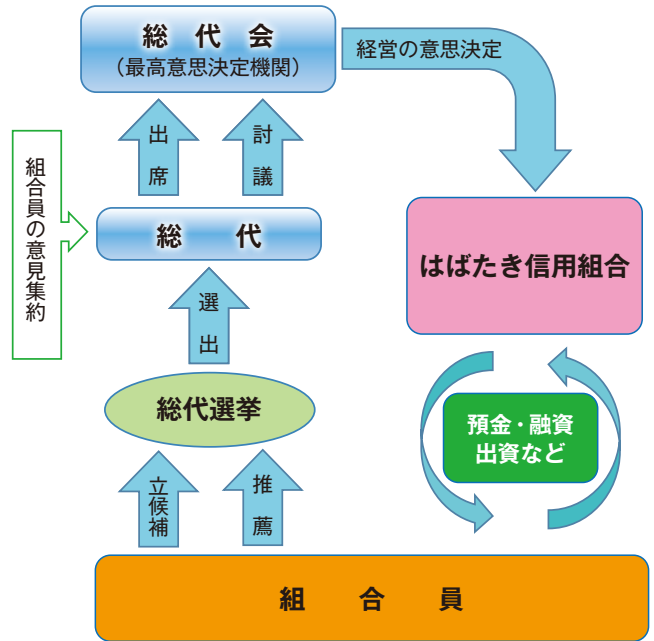
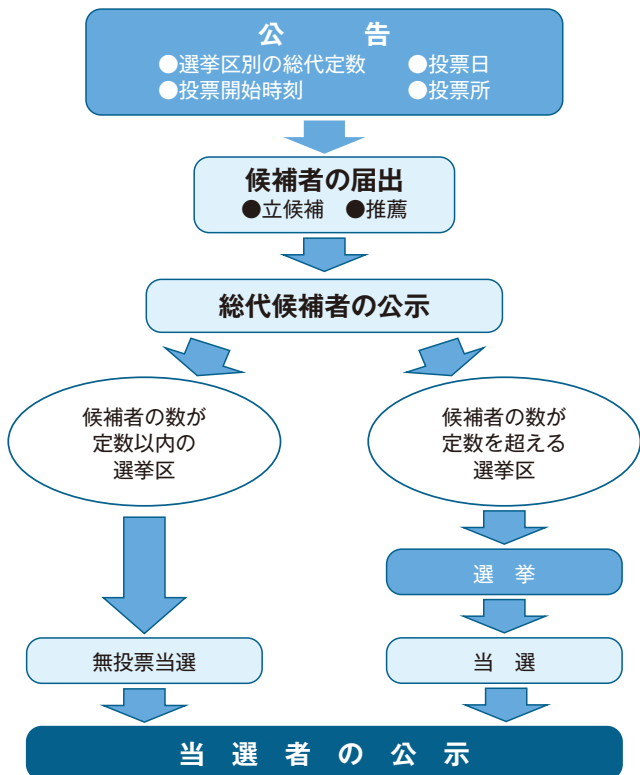
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任等、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査の実施や日常の営業活動並びに各店舗における「友の会」行事を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう組合員の幅広い層の中から定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代の定数は「100人以上140人以内」と定款で定めております。



3. 第69期（第70回）通常総代会の決議事項

令和4年6月23日に開催された第70回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

\* 報告事項 令和3年度事業報告並びに収支決算報告

\* 決議事項

- 第1号議案 令和3年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和4年度事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 令和4年度役員報酬総額決定の件
- 第4号議案 令和4年度借入金最高限度額決定の件
- 第5号議案 組合員法定脱退の件
- 第6号議案 三條信用組合との合併承認の件
- 第7号議案 定款一部変更の件
- 第8号議案 総代選挙規約改正の件
- 第9号議案 会計監査人変更の件
- 第10号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件
- 第11号議案 理事の任期満了に伴う改選の件



新型コロナウイルス感染症対策として、出席者を制限させていただき、出席者の検温や手の消毒、マスク着用のうえ、広い会場で出席者の距離を保ち開催しました。

4. 選挙区別総代氏名

(令和4年6月末現在・順不同・敬称略)

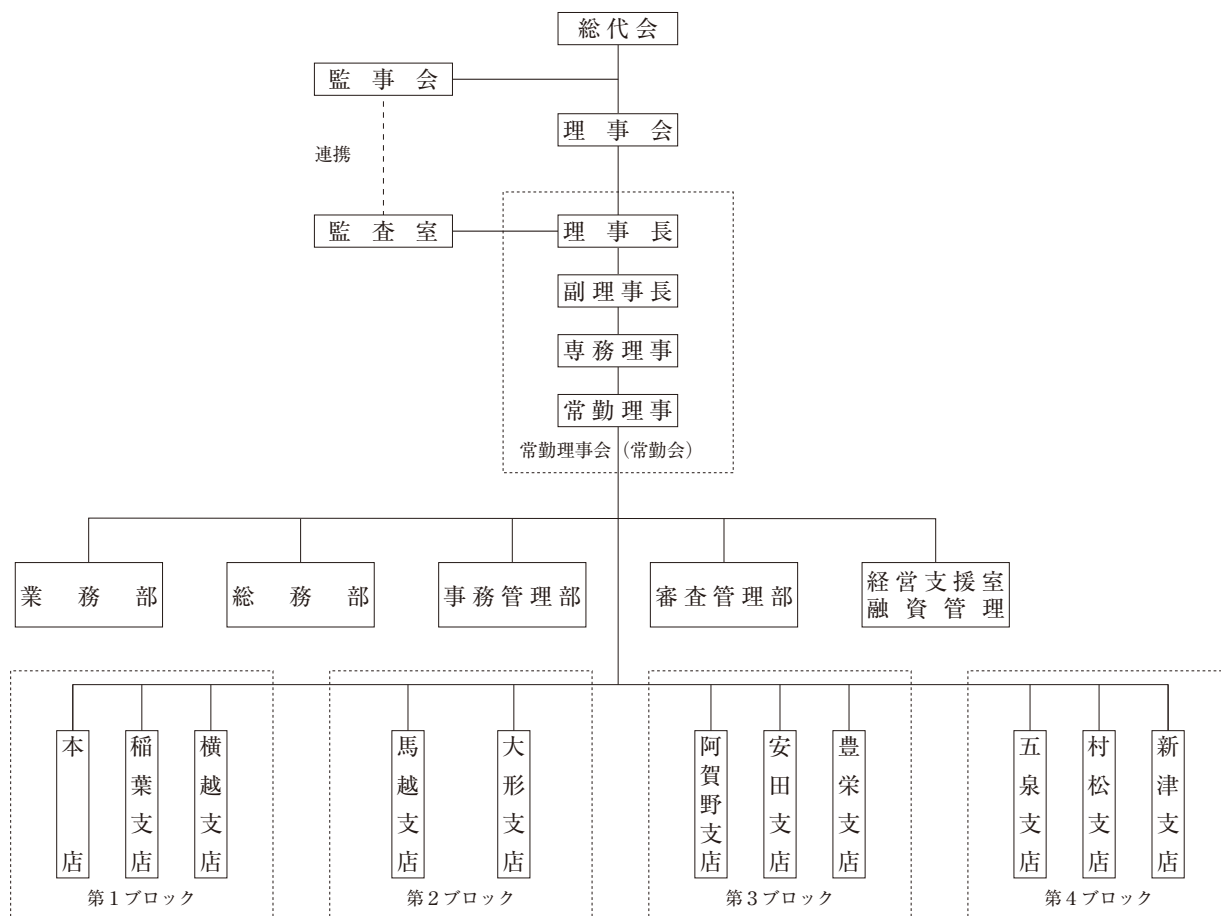
選挙区	地 区 名	総代定数 (総代数)	総 代 氏 名
1	・新潟市江南区旧亀田町のうち 稲葉地区及び袋津地区を除く地区 ・新潟市江南区両川地区	16～21名 (20名)	五十嵐 耆郎③、小木 一晴③、亀山 暁治⑥、久代 勝英③、久保 繁行③、 倉嶋 則昭⑥、古泉 幸一②、斎藤 勝朗⑥、佐藤 藤一⑥、新保 房機◎、 立川 義浩④、成田 澄夫③、野口 正晴②、見田 修一⑥、 医療法人愛仁会、クシヤ株式会社、株式会社サイタメ、大東産業株式会社、 有限会社花ムラ、株式会社三隆工業
2	・新潟市江南区旧亀田町のうち 稲葉地区及び袋津地区 ・新潟市江南区北山地区	8～12名 (11名)	風間 修一④、神田 幸雄⑦、小泉 嘉忍③、齋藤 正利⑧、椎谷 浩③、 鈴木 俊弘③、立川 博史⑦、田中 三郎③、谷澤 四郎③、和田 良夫⑨、 有限会社新し屋酒店
3	・新潟市江南区旧横越町地区	7～10名 (10名)	風間 藤一郎④、小林 稔②、高橋 慶三③、廣瀬 幸雄⑨、渡辺 正春④、 株式会社阿部組、有限会社石井鉄骨工業、株式会社ティエヌビー工機、 有限会社丸庄建材、有限会社横山寝具店
4	・新潟市中央区 ・新潟市東区紫竹地区 ・新潟市西区	10～14名 (14名)	荒井 健衛⑥、神林 政弘⑤、黒井 勝④、清野 益雄⑥、高橋 文雄②、 田中 勝昭⑧、西山 宏◎、平石 賢一②、松尾 準⑨、 有限会社岡田、株式会社信越測量設計、新潟維持サービス株式会社、 株式会社丸北、株式会社安田工作所
5	・新潟市江南区大江山地区 ・新潟市東区(紫竹地区を除く) ・新潟市北区(旧豊栄市を除く)	9～13名 (13名)	国兼 尋一③、斎藤 武人③、白川 幹雄⑤、田中 敏夫③、平田 孝一③、 増井 哲也⑤、松田 明雄③、山崎 明博③、 国原建設株式会社、株式会社サカイ総合自動車、株式会社当野不動産、 司法書士法人東にいがた合同事務所、有限会社星山技研
6	・阿賀野市のうち旧水原町、 旧京ヶ瀬村及び旧笹神村 ・新発田市のうち旧豊浦町	13～18名 (18名)	石黒 光夫④、大淵 克也①、梶山 貞芳④、片山 泉④、加藤 隆夫①、 川上 博治②、小林 章男④、小林 博昭④、佐藤 茂之④、渋谷 秀富④、 高橋 秀明④、武田 真④、田中 良子④、羽田 庄一④、丸山 正孝②、 山田 文雄④、涌井 久美子④、渡辺 正人④
7	・阿賀野市のうち旧安田町	7～10名 (10名)	喜多 美俊④、斎藤 利清④、坂詰 敏彦④、遠山 清④、羽田 一樹①、 波多野 一雄④、波多野 裕一④、帆苺 信雄④、圓山 富英④、渡辺 政昭④
8	・新潟市北区のうち松浜地区除く ・北蒲原郡聖籠町地区	4～6名 (6名)	五十嵐 康信④、高橋 隆④、外山 勝④、原 安治④、山田 一二史②、 横山 山人④
9	・五泉市のうち旧五泉市	15～20名 (19名)	板井 久則④、岩城 良雄②、岩野 弘②、岩村 俊明④、風間 秀治③、 川口 幸平④、木村 千代美①、佐原 忠④、田中 陽一④、松本 隆尋④、 間船 努二郎④、向 均④、目黒 忠一②、物江 正人④、吉田 和久①、 渡辺 隆夫④、 株式会社佐久間石油、株式会社高野浄化槽管理サービス、外山商事株式会社
10	・五泉市のうち旧村松町	6～9名 (9名)	阿部 律雄④、伊藤 長義④、小林 一夫④、茂野 知行④、寺尾 一元④、 羽田 久④、樋口 元剛②、 株式会社市川染工場、有限会社新瀧
11	・新潟市秋葉区	5～7名 (6名)	石井 晴雄④、大倉 五十男③、川崎 勝行①、小林 雅⑥、長谷川 長栄③、 株式会社徳永設備設計事務所
	計	100～140名 (136名)	

(注) 氏名の後に新栄信用組合もしくはさくらの街信用組合から通算した就任回数を記載しております。  
なお、就任回数が10回以上となる場合は、◎で表示しております。

5. 総代の属性別構成比

職業別	個人事業主 15.4%、法人役員 64.0%、法人 20.6%
年代別	50歳未満 3.7%、50歳台 14.7%、60歳台 30.2%、70歳台44.8%、80歳以上 6.6%、
業種別	製造業13.2%、建設業 33.8%、卸小売業 28.7%、不動産業 5.2%、サービス業 15.4%、その他 3.7%

※年代別で、法人については代表者の年齢で区分しております。



役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

令和4年6月末現在

理事長	宇野勝雄	副理事長	赤塚義廣	専務理事	大崎新一
常勤理事	高橋保文	理事	五十嵐豊	理事	藤田巖
理事	小田正雄	理事	野崎和久	理事	山下善則
常勤監事	石塚成己	監事	土田進	員外監事	坂井藤雄

（注）当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人

有限責任監査法人 トーマツ

職員数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度
男子	75	64
女子	44	47
合計	119	111

組員数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度
個人	32,624	32,149
法人	2,144	2,111
合計	34,768	34,260



## 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に引当金を計上し、退任後に総代会で承認を得たうえで支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

### (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	46

注1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名（退任役員を含む）です。

注2. 上記の金額は、「基本報酬」のみとなっております。「賞与」の支払はありません。

また、「退職慰勞金」については過年度に繰り入れた引当金を超える退職慰勞金の支払及び退職慰勞引当金の繰り入れはありません。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「賃金規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。





## 資料編

---

経理・経営内容	34
資金調達	34
資金運用	35
その他業務	35
財産の状況	37
自己資本の状況について	38
預金・融資のご案内	43
主要な事業の内容	44
各種手数料一覧	45
店舗一覧表	46
はばたき信用組合のあゆみ（沿革）	47

## 経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円、%)			
項目	令和2年度	令和3年度	
資金運用収益	1,294,372	1,283,386	
資金調達費用	23,543	14,052	
資金運用収支	1,270,828	1,269,333	
役員取引等収益	79,027	72,046	
役員取引等費用	160,557	147,435	
役員取引等収支	△ 81,529	△ 75,389	
その他業務収益	9,012	17,118	
その他業務費用	102,344	2,920	
その他業務収支	△ 93,332	14,197	
業務粗利益	1,095,966	1,208,141	
業務粗利益率	0.93 %	1.00 %	
業務純益	35,562	154,603	
実質業務純益	35,562	185,556	
コア業務純益	137,562	185,556	
コア業務純益(投資信託解約益を除く)	137,562	185,556	

1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度、令和3年度費用はともにありません)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役員取引等の状況 (単位：千円)		
科目	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	79,027	72,046
受入為替手数料	32,101	26,046
その他の受入手数料	46,898	45,958
その他の役員取引等収益	28	40
役員取引等費用	160,557	147,435
支払為替手数料	17,766	14,320
その他の支払手数料	3,585	3,161
その他の役員取引等費用	139,206	129,954

その他業務収益の内訳 (単位：千円)		
項目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	9,012	17,118
その他業務収益合計	9,012	17,118

経費の内訳 (単位：千円)		
項目	令和2年度	令和3年度
人件費	628,149	614,585
報酬給料手当	506,170	488,964
退職給付費用	46,185	45,306
その他	75,793	80,314
物件費	421,128	382,351
事務費	207,583	183,739
固定資産費	100,935	94,846
事業費	24,948	22,294
人事厚生費	11,656	6,424
預金保険料	33,941	33,078
減価償却費	42,063	41,968
税金	14,512	37,136
経費合計	1,063,790	1,034,073

## 資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)				
科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	42,903	38.4	47,375	41.4
定期性預金	68,837	61.6	66,973	58.6
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	111,740	100.0	114,349	100.0

定期預金種別残高 (単位：百万円、%)				
科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	62,495	100.0	60,939	100.0
変動金利定期預金	5	0.0	5	0.0
その他の定期預金	-	-	-	-
合計	62,500	100.0	60,944	100.0

総資産利益率 (単位：%)		
区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.10	0.16
総資産当期純利益率	0.15	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)		
区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.10	1.06
資金調達原価率(b)	0.95	0.89
資金利鞘(a-b)	0.15	0.17

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等					
科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘	2年度	117,026	1,294,372	1.10%	
	3年度	119,959	1,283,386		1.06
うち貸出金	2年度	61,868	1,179,499		1.90
	3年度	62,249	1,153,896		1.85
うち預け金	2年度	49,414	59,683		0.12
	3年度	51,984	63,448		0.12
うち金融機関貸付等	2年度	-	-		-
	3年度	-	-		-
うち有価証券	2年度	5,331	41,615		0.78
	3年度	5,313	40,753		0.76
資金調達勘	2年度	113,204	23,543		0.02
	3年度	116,340	14,052		0.01
うち預金積金	2年度	111,740	24,688		0.02
	3年度	114,349	15,654		0.01
うち譲渡性預金	2年度	-	-		-
	3年度	-	-		-
うち借入金	2年度	1,463	△ 1,144		△ 0.07
	3年度	1,991	△ 1,601		△ 0.08

役員1人当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度
役員1人当りの預金残高	884	940
役員1人当りの貸出金残高	501	536

(注) 計算の基礎となる職員数は期末常勤役員数であります。

1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度
1店舗当りの預金残高	9,214	10,005
1店舗当りの貸出金残高	5,224	5,707

預貸率および預証率 (単位：%)			
区分	分	令和2年度	令和3年度
		預貸率	(期末)
	(期中平均)	55.36	54.43
預証率	(期末)	4.65	5.26
	(期中平均)	4.77	4.64

受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)		
項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	456,095	△ 10,986
支払利息の増減	2,405	△ 9,491

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)				
区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	94,138	85.1	93,526	85.0
法人	16,433	14.9	16,532	15.0
一般法人	15,200	13.7	15,318	13.9
金融機関	63	0.1	32	0.1
公金	1,169	1.1	1,182	1.0
合計	110,571	100.0	110,059	100.0

財形貯蓄残高 (単位：百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	5	5

## 資金運用

科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	378	0.6	367	0.6
手形貸付	2,482	4.0	2,728	4.4
証書貸付	55,993	90.5	56,535	90.8
当座貸越	3,014	4.9	2,618	4.2
合計	61,868	100.0	62,249	100.0

業種別	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,485	5.6	3,567	5.7
農業・林業	215	0.3	229	0.4
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	232	0.4	224	0.4
建設業	7,610	12.1	8,185	13.0
電気・ガス・熱供給・水道業	136	0.2	126	0.2
情報通信業	10	0.0	9	0.0
運輸業・郵便業	780	1.2	852	1.4
卸売業・小売業	3,261	5.2	3,057	4.9
金融業・保険業	503	0.8	505	0.8
不動産業	12,715	20.3	13,321	21.2
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究・専門技術サービス業	152	0.3	192	0.3
宿泊業	408	0.7	389	0.6
飲食業	1,001	1.6	1,014	1.6
生活関連サービス業・娯楽業	906	1.4	657	1.1
教育・学習支援業	325	0.5	272	0.4
医療・福祉	286	0.5	264	0.4
その他のサービス	2,878	4.6	2,974	4.7
その他の産業	217	0.3	342	0.5
小計	35,128	56.0	36,186	57.6
地方公共団体	5,334	8.5	5,520	8.8
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費資金等)	22,232	35.5	21,071	33.6
合計	62,694	100.0	62,778	100.0

項目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	39,701	63.3	37,375	59.5
変動金利	22,993	36.7	25,403	40.5
合計	62,694	100.0	62,778	100.0

項目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	17	-

項目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	185	22	216	30
個別貸倒引当金	489	△155	537	48
貸倒引当金合計	675	△133	754	79

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

## その他業務

区分	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	-	-
日本政策金融公庫(旧中小公庫)	-	-
日本政策金融公庫(旧国民公庫)	5	4
住宅金融支援機構	467	435
福祉医療機構	0	0
合計	474	440

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	24,820	39.6	24,550	39.1
設備資金	37,873	60.4	38,228	60.9
合計	62,694	100.0	62,778	100.0

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,879	23.0	3,521	22.2
住宅ローン	12,987	77.0	12,367	77.8
合計	16,866	100.0	15,888	100.0

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,623	2.6	1,487	2.4
有価証券	3	0.0	3	0.0
動産	-	-	-	-
不動産	30,442	48.6	29,702	47.3
その他	0	0.0	0	0.0
小計	32,069	51.2	31,193	49.7
信用保証協会・信用保険	12,382	19.7	12,275	19.5
保証証	13,412	21.4	13,241	21.1
信用	4,830	7.7	6,067	9.7
合計	62,694	100.0	62,778	100.0

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	12	91.7	8	89.7
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	12	91.7	8	89.7
信用保証協会・信用保険	1	8.3	0	10.3
保証証	-	-	-	-
信用	-	-	-	-
合計	13	100.0	8	100.0

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	-	-
地方債	137,420	2.6	132,424	2.5
短期社債	-	-	-	-
社債	2,434,804	45.7	2,590,393	48.7
株式	112,221	2.1	86,553	1.6
外国証券	2,345,855	44.0	2,197,462	41.4
投資信託	301,030	5.6	306,519	5.8
合計	5,331,331	100.0	5,313,352	100.0

項目	令和2年度	令和3年度
個人向け国債	3	3

区分	令和2年度		令和3年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	29,343	25,749	30,564	27,757
	他の金融機関から	83,368	32,682	81,626	31,096
代金取立	他の金融機関向け	45	34	34	20
	他の金融機関から	84	50	76	48

1. 有価証券関係

- (1) 売買目的有価証券 「該当ありません」
- (2) 満期保有目的の債券 「該当ありません」
- (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 「該当ありません」
- (4) その他有価証券

項目	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	139,249	134,985	4,263	132,455	129,987	2,467
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-	-	-
	計	139,249	134,985	4,263	132,455	129,987	2,467
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,705,970	1,700,000	5,970	1,202,650	1,200,000	2,650
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	697,590	700,000	△ 2,410	1,790,904	1,800,000	△ 9,095
	計	2,403,560	2,400,000	3,560	2,993,554	3,000,000	△ 6,445
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,566	1,417	148	1,503	1,417	85
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	7,230	8,487	△ 1,257	5,962	8,487	△ 2,524
	計	8,796	9,905	△ 1,109	7,465	9,905	△ 2,439
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	365,592	287,178	78,413	352,521	270,765	81,756
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	12,774	13,478	△ 704	33,300	36,225	△ 2,924
	計	378,366	300,656	77,709	385,822	306,990	78,832
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,613,541	1,601,427	12,113	1,005,135	1,001,155	3,979
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	497,942	500,155	△ 2,213	1,192,636	1,200,111	△ 7,475
	計	2,111,483	2,101,582	9,900	2,197,771	2,201,267	△ 3,496
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,825,918	3,725,009	100,908	2,694,264	2,603,326	90,938
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,215,536	1,222,120	△ 6,584	3,022,803	3,044,824	△ 22,021
	計	5,041,454	4,947,130	94,323	5,717,068	5,648,150	68,917

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (5) 当期中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。
- (6) 当期中に売却したその他有価証券

種類	期別	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで			令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
		売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券		98,000	-	102,000	33,916	3	-

- (7) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

内容	令和2年度	令和3年度
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	103,223	79,009

- (8) 保有目的を変更した有価証券は、ありません。
- (9) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

種類	期別	期間の定めのないもの		1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
地方債		-	-	-	-	-	-	36,239	31,305	103,010	101,150
社債		-	-	299,930	200,080	1,902,350	1,800,049	201,280	993,425	-	-
株式		112,019	86,475	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		-	-	-	300,066	1,906,676	1,800,415	204,807	97,290	-	-
投資信託		378,366	385,822	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		490,385	472,297	299,930	500,146	3,809,026	3,600,464	442,326	1,122,020	103,010	101,150

2. 金銭の信託関係 「該当ありません」

📖 財産の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

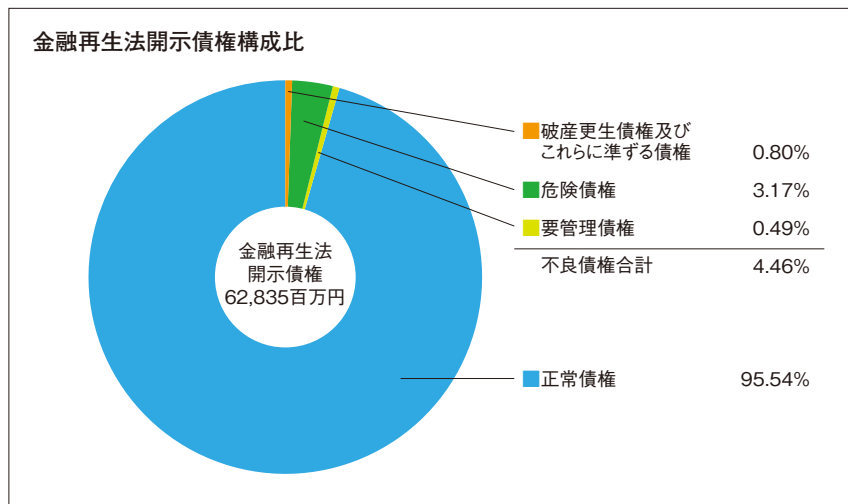
(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	488,993	416,026	72,967	488,993	100.00	100.000
	令和3年度	501,687	374,044	127,642	501,687	100.00	100.000
危険債権	令和2年度	1,841,013	1,341,516	416,375	1,757,892	95.48	83.359
	令和3年度	1,995,144	1,503,755	409,952	1,913,707	95.91	83.428
要管理債権	令和2年度	251,868	145,847	29,065	174,913	69.44	27.416
	令和3年度	307,459	188,048	44,363	232,411	75.59	37.152
三月以上延滞債権	令和2年度	-	-	-	-	-	-
	令和3年度	3,405	2,082	491	2,574	75.59	37.152
貸出条件緩和債権	令和2年度	251,868	145,847	29,065	174,913	69.44	27.416
	令和3年度	304,053	185,965	43,871	229,837	75.59	37.152
不良債権計	令和2年度	2,581,876	1,903,390	518,409	2,421,799	93.79	76.407
	令和3年度	2,804,291	2,065,847	581,958	2,647,806	94.41	78.809
正常債権	令和2年度	60,175,809					
	令和3年度	60,031,669					
合 計	令和2年度	62,757,686					
	令和3年度	62,835,961					

\* 金融再生法に基づく開示債権は、貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の合計（ただし、要管理債権は貸出金のみが対象）です。

不良債権比率 (不良債権額合計÷債権額合計)	
令和2年度	4.11%
令和3年度	4.46%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1. に掲げるものを除く。）です。  
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権（1. 及び2. に掲げるものを除く。）です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1. 及び2. に掲げるものを除く。）です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1. 2. 及び4. に掲げるものを除く。）です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。  
 7. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。  
 9. 金額は決算後（償却後）の計数です。



自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	4,881	5,006
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,912	3,892
うち、利益剰余金の額	1,002	1,147
うち、外部流出予定額(△)	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	185	216
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	185	216
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,066	5,222
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	13
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	17	13
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	27	26
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	5,039	5,196
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,322	42,620
資産(オン・バランス)項目	41,311	42,614
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス等取引項目	10	6
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,766	2,192
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,088	44,812
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.69%	11.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



自己資本の状況について

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	41,322	1,652	42,620	1,704
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,322	1,652	42,620	1,704
(i) ソブリン向け	1,116	44	1,111	44
(ii) 金融機関向け	9,666	386	9,387	375
(iii) 法人等向け	6,375	255	12,131	485
(iv) 中小企業等・個人向け	8,778	351	10,095	403
(v) 抵当権付住宅ローン	6,849	273	5,830	233
(vi) 不動産取得等事業向け	974	38	857	34
(vii) 三月以上延滞等	1,272	50	577	23
(viii) 出資等	5	0	5	0
出資等のエクスポージャー	5	0	5	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に参入されなかった部分に係るエクスポージャー	406	16	406	16
(xi) その他	5,875	235	2,215	88
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③経過措置によりリスク・アセットの額に参入されるものの額	-	-	-	-
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に参入されなかったものの額	-	-	-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,766	70	2,192	87
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	43,088	1,723	44,812	1,792

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} = 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の状況について

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		2年度	3年度
		2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度		
国 内		118,336	119,386	62,819	62,913	2,545	3,128	-	-	501	675
国 外		2,114	2,201	-	-	2,114	2,201	-	-	-	-
<b>地 域 別 合 計</b>		<b>120,450</b>	<b>121,588</b>	<b>62,819</b>	<b>62,913</b>	<b>4,659</b>	<b>5,329</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>501</b>	<b>675</b>
製 造 業		4,334	4,652	3,591	3,649	701	997	-	-	82	199
農 業 ・ 林 業		329	326	329	326	-	-	-	-	0	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		232	224	232	224	-	-	-	-	-	-
建 設 業		8,724	9,242	8,624	9,142	100	99	-	-	86	84
電気・ガス・熱供給・水道業		179	152	78	52	101	100	-	-	-	-
情 報 通 信 業		262	277	60	76	199	200	-	-	2	1
運 輸 業 ・ 郵 便 業		971	1,029	872	929	98	99	-	-	48	48
卸 売 業 ・ 小 売 業		4,878	4,665	4,671	4,459	200	200	-	-	56	59
金 融 業 ・ 保 険 業		53,344	53,462	545	545	2,114	2,301	-	-	-	-
不 動 産 業		13,601	14,040	12,921	13,554	300	100	-	-	55	116
各 種 サ ー ビ ス 業		6,222	6,513	5,517	5,413	702	1,097	-	-	90	40
国・地方公共団体等		5,481	5,660	5,342	5,527	139	132	-	-	-	-
個 人		19,573	18,585	19,573	18,585	-	-	-	-	78	124
そ の 他		2,315	2,753	457	425	-	-	-	-	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>		<b>120,450</b>	<b>121,588</b>	<b>62,819</b>	<b>62,913</b>	<b>4,659</b>	<b>5,329</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>501</b>	<b>675</b>
1 年 以 下		55,766	55,046	5,255	4,412	300	501	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		8,085	8,527	6,075	5,924	2,009	2,603	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下		7,494	5,872	5,690	4,870	1,803	1,001	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		4,486	4,620	4,144	3,695	342	925	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		11,572	11,050	11,471	10,852	101	197	-	-	-	-
1 0 年 超		29,796	29,905	29,693	29,804	103	101	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の		3,248	6,564	488	3,352	-	-	-	-	-	-
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>		<b>120,450</b>	<b>121,588</b>	<b>62,819</b>	<b>62,913</b>	<b>4,659</b>	<b>5,329</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>501</b>	<b>675</b>

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです  
 3. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(35ページ参照)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金 期末残高			貸出金償却	
	2年度	3年度	増減	2年度	3年度
製 造 業	39	70	30	-	-
農 業 ・ 林 業	14	14	0	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-
建 設 業	78	99	20	8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	43	48	4	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	82	44	▲ 38	1	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	8	8	-	-
各 種 サ ー ビ ス 業	155	168	12	2	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個 人	74	83	9	5	-
<b>合 計</b>	<b>489</b>	<b>537</b>	<b>48</b>	<b>17</b>	<b>-</b>

★当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 自己資本の状況について

### 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	6,864	-	6,623
10%	-	11,491	-	11,462
20%	21	52,333	13	52,439
35%	-	19,647	-	16,863
50%	3,293	485	5,906	258
75%	-	11,972	-	12,476
100%	-	13,845	-	15,292
150%	-	495	-	252
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	120,450		121,588	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不参入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### ○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や業況悪化等により、貸出金や利息が約定通りに行われなくなるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、融資にあたっては決済権限等の「クレジットポリシー」を明確にし、審査管理を充実するとともに厳格なる審査体制を構築しています。

また、大口与信先や不良債権先の管理等信用リスク管理の状況については、定期的に「常勤理事で構成する常務会」で協議・検討を行い、必要に応じて「理事会」に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保・優良保証及び不動産担保の処分可能見込額等を除いた未保全額を債務者ごとに個別に引当てております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

##### <信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・アソシエティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,493	3,436	1,552	3,744	-	-
	① ソブリン向け	538	500	-	-	-	-
	② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	③ 法人等向け	927	999	21	28	-	-
	④ 中小企業等・個人向け	1,491	1,556	1,492	3,696	-	-
	⑤ 抵当権付住宅ローン	368	239	3	-	-	-
	⑥ 不動産取得等事業向け	25	17	0	-	-	-
	⑦ 三月以上延滞等	141	123	35	20	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

#### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当ありません。

#### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 自己資本の状況について

### (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

#### イ、貸借対照表計上額及び時価

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	8	9	9	7
非 上 場 株 式 等	515	515	490	490
合 計	523	524	499	497

(注) 上記非上場株式等については、売却等を行う目的のものではなく、時価がないため貸借対照表計上額を時価として表示しております。

#### ロ、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和2年度	令和3年度
売却益	-	0
売却損	-	-
償 却	-	-

#### ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和2年度	令和3年度
評価損益	68	49

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

#### ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

### (8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

No.		銀行勘定の金利リスク(IRRBB)			
		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	1,213	1,037	42	21
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	676	567		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,213	1,037	42	21
8	自 己 資 本 の 額	5,039	5,196		

- 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、平成31年3月末からΔEVEを開示しております。また、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。  
\*ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。  
\*ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項は以下のとおりです。  
(1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.237年です。  
(2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。  
(3)流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。  
(4)固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。  
(5)IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。  
(6)IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。  
(7)内部モデルは使用していません。  
(8)前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和4年3月末のΔEVEは1,037百万円(前期末比△176百万円)、ΔNIIは21百万円(前期末比△21百万円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。  
(9)自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

### (9) 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金、及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

#### 資本調達手段の種類

普通出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：1,365百万円 ③配当率：年1.0% (令和3年度実績)
非累積的 永久優先出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：2,526百万円 ※2,526百万円のうち、1,490百万円は優先出資、1,036百万円は資本準備金に計上しております。 ※優先出資発行額2,980百万円のうち、453百万円を繰越欠損金の補填に充当しております。 ③配当率：980百万円については年0.60%、2,000百万円については年0.66% (令和3年度実績)

## 預金・融資のご案内

### 預金

種類		商品内容	期間	お預け入れ額
流動性預金	普通預金	出し入れ自由、給与等受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	入金はいつでもお引き出しは納税時	1円以上
	通知預金	短期の運用に便利です。お引き出しの2日前にご通知ください。	7日以上	1万円以上
総合口座		普通預金と定期預金をセット。家計簿がわりに受取る、支払う、貯める、借りるが1冊の通帳でOKです。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1万円以上
定期性預金	定期積金	毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上
	職域サポート定期預金・定期積金	職域サポート契約先の従業員の方が、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金・定期積金です。	定期積金2年以上5年以内 定期預金 1年	定期積金月額1,000円以上 定期預金300万円以下
	地方公共団体提携預金	阿賀野市(子育て応援定期積金)、五泉市(健康応援定期預金)との提携による「優遇金利」の預金です	定期積金1年以上5年以内 定期預金 1年	定期積金月額10万円以下 定期預金300万円以下
	スーパー定期	まとまった資金を確実に増やす預金です。短期間でも有利な運用が可能な、確定利回り商品です。	1か月以上5年以内	1,000円以上
	ゆうゆう年金定期	はばたきで公的年金をお受取りいただいている方に、ご利用いただける「優遇金利」の定期預金です。	1年	お一人さま 300万円まで
	大口定期	適用金利は、その時の市場金利を参考に決定します。余裕資金の運用に適しております。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に連絡してご自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しが出来ます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1,000円以上 300万円未満
	ハッピーライフ定期預金	当組合に本人の退職金をお預け入れいただける方が、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	100万円以上1,000万円以内 退職金受領額の範囲内
	相続定期預金	相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金にてご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	10万円以上 相続金額の範囲内

\*詳しくは、お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください。

### 融資(個人向け)

種類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など	
住宅系	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用土地の購入他金融機関の住宅ローンの借り換えなど	6,000万円以内	35年以内	担保: 土地・建物 保証人: 1名以上	
	リフォームローン	住宅の増改築、修繕、模様替え、住宅設備機器購入など	2,500万円以内 1,500万円以内	25年以内 20年以内	上記に同じ (株)ジャックスの保証	
	空き家等活用ローン	空き家の改装、解体資金、駐車場造成など	500万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証	
教育系	教育ローン	受験時、入学時、在学中にかかる費用、奨学ローン借換資金など (在学中の元金据置も選択可能です。)	500万円以内	16年6ヶ月以内	原則不要	
	証書貸付型 当座貸越型			6年6ヶ月以内	保証人: 1名以上	
	New教育ローン			16年10ヶ月以内	(株)ジャックスの保証	
	教育カードローン・チャンスII			15年1ヶ月以内	全国しんくみ保証(株)の保証	
目的系	愛車ローン	車の購入、車検、修理など	500万円以内	7年以内	原則不要	
	カーライフローン	車に関する費用	1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証	
	Newマイカーローン		1,000万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証	
	目的ローン	お使いみちが確認できる資金 (事業性・旧債返済除く)	500万円以内	7年以内	全国しんくみ保証(株)の保証	
フリー系	フリーローン	お使いみち自由 (借換資金可 但し、事業性資金を除く)	200万円以内 1,000万円以内 500万円以内 1,000万円以内	7年以内	原則不要	
	ちょいす			10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証	
	F1.(フリーワン)			10年以内	(株)クレディセゾンの保証 ライフカード(株)の保証	
	フリーローン Support1000			10年以内	オリックスクレジット(株)の保証	
	おまとめローン			1,000万円以内	10年以内	保証人: 1名以上 担保が必要な場合があります
	シルバーライフローン (年金受給者専用)			100万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
カードローン				契約期間		
	アラカルト	お使いみち自由 いざというときに、あなたをサポート!	300万円以内	1年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証	
	ポケット	ご利用限度額以内なら 繰り返しご利用できます。	50万円以内	3年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証	
	来富(Life)Up		200万円以内	2年(自動更新)	(株)ジャックスの保証	
代理貸付	受験料、入学金などの入進学資金、 授業料、アパート代などの在学資金。	350万円以内	15年以内	(財)教育資金融資保証基金 もしくは保証人1名以上		

## 📖 預金・融資のご案内

### □ 融資（事業者向け）

種類	お使用みち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
ビジネスローン	事業に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	5年以内	法人: 代表者及び保証人1名 個人事業主: 保証人1名
一般のご融資	手形割引…一般商業手形の割引。運転資金でご利用ください。			
	手形貸付…商品の仕入れなど、短期運転資金をご利用いただけます。			
	証書貸付…店舗新築や機械設備などの設備資金、長期の運転資金などにご利用ください。			
	当座貸越…一定の貸越極度額までご自由にご利用できます。			
事業者カードローン	事業に必要な資金がスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年 (更新可能)	新潟県信用保証協会の保証
地方公共団体制度融資	新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱しております。			
代理貸付業務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理店として各種融資をお取扱しております。			

\*各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。

詳しくは、お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(上記以外にも各種ローンをご用意しております)。

\*係員がご都合に合わせて説明にお伺いします。お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(お取引のない方も大歓迎!)

## 📖 主要な事業の内容

### 1. 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

### 2. 貸付業務

(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。

でんさいネットによる電子記録債権の割引（でんさい割引）も取り扱っております。

### 3. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

### 4. 付帯業務

(1) 代理業務 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 債務の保証業務

(3) 地方公共団体の公金取扱業務

(4) 両替

(5) 保険商品の窓口販売

(6) 個人向け国債の窓口販売

### 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

①当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

③当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

④当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

⑤当組合は、役職員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

⑥金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

## ◇ATM 利用手数料・取扱時間

利用ATM	稼働曜日	取扱時間*	入出金手数料
当組合*	全日	08:00~21:00	無料
セブン銀行	全日	00:00~24:00	110円
しんくみ お得ネット 提携信用組合	平日	08:00~08:45	220円
		08:45~18:00	(出金)無料 (入金)110円
		18:00~21:00	220円
	土曜	09:00~14:00	(出金)無料 (入金)110円
		14:00~21:00	220円
	日曜・祝日	09:00~21:00	220円
提携金融機関	平日	08:00~18:00	110円
		上記時間帯以外	220円
	土曜	09:00~14:00	110円
		上記時間帯以外	220円
日曜・祝日	全時間帯	220円	
JR駅のATM ビューアルッテ	全日	全時間帯	(出金のみ) 220円

\*当組合ATMの取扱時間は、本店ATMコーナーの取扱時間です。  
ATM取扱時間は、店舗により異なりますので、詳しくは[46ページ](#)  
をご覧ください。

また、ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

\*全国のセブンイレブンATMは、(セブンイレブン店舗の営業時間内)  
24時間365日ご利用いただけます。  
入出金時のご利用手数料は一律110円となります。

## ◇振込手数料・窓口扱い

種類	振込金額	対象	手数料
当組合 同一店内	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
当組合 本支店間	5万円未満	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
	5万円以上	(組合員)	440円
		(組合員外)	550円
他行宛 (電信扱い)	5万円未満	(組合員)	490円
		(組合員外)	600円
	5万円以上	(組合員)	660円
		(組合員外)	770円

## ◇振込手数料・ATM扱い

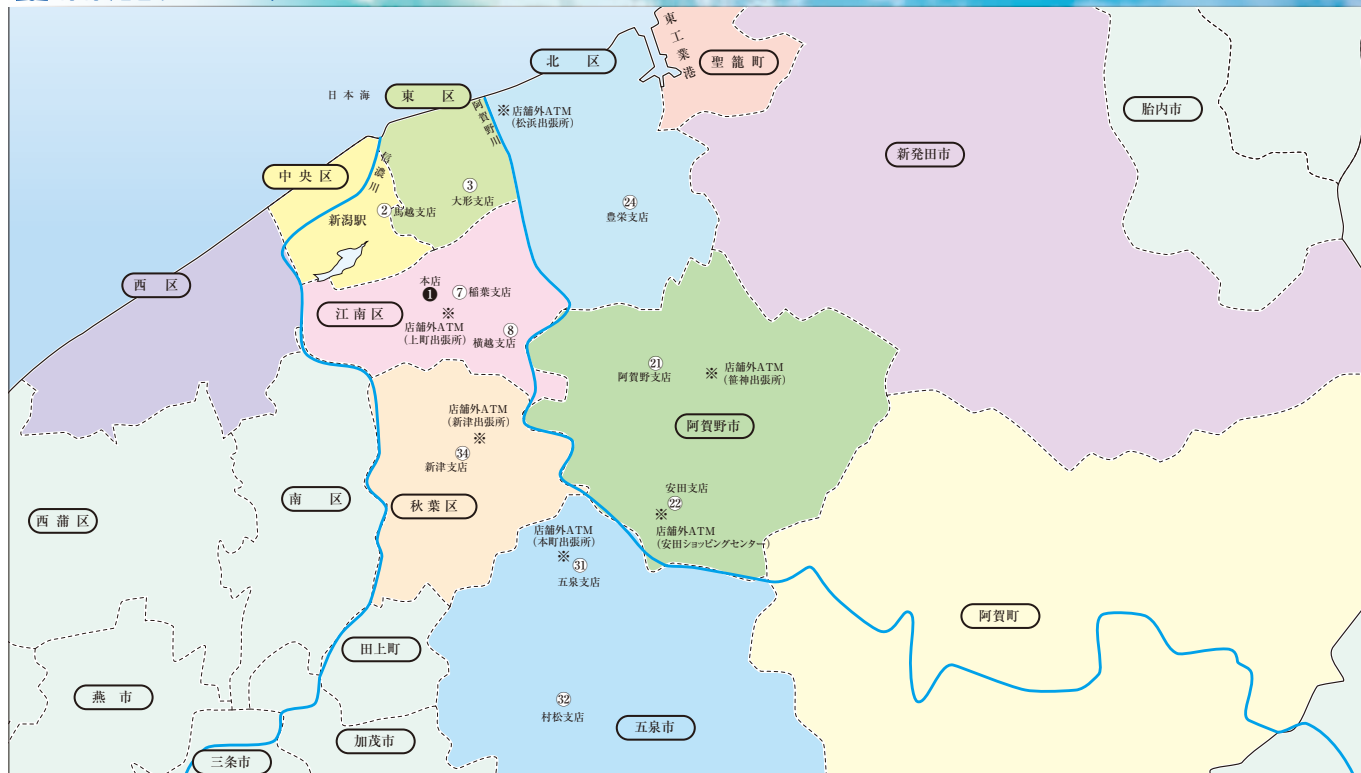
種類	振込金額	対象	手数料
当組合 同一店内	5万円未満	(組合員)	無料
		(組合員外)	110円
	5万円以上	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
当組合 本支店間	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
他行宛 (電信扱い)	5万円未満	(組合員)	270円
		(組合員外)	380円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
他行カード利用 →同一店宛	5万円未満		330円
		5万円以上	440円
他行カード利用 →本支店宛	5万円未満		440円
		5万円以上	550円
他行カード利用 →他行宛	5万円未満		550円
		5万円以上	770円

## ◇代金取立手数料

項目・内容		手数料	
取立 割引手形	本支店宛	無料	
	他行宛	新潟手形交換所	220円
		上記以外	880円
持ち帰り手数料(同一交換所内)		220円	
個別取立手数料		他行宛 880円	
不渡り手形返却・組戻・店頭掲示		660円	

## ◇定額自動送金

種類	振込金額	対象	手数料
当組合 同一店内	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
当組合 本支店間	5万円未満	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
	5万円以上	(組合員)	440円
		(組合員外)	550円
他行宛	5万円未満	(組合員)	490円
		(組合員外)	600円
	5万円以上	(組合員)	660円
		(組合員外)	770円



店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

店番	店名	住 所	〒	TEL	ATM
100	本 部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-4111	
001	本 店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-5501	365日稼動
002	馬 越 支 店	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	950-0865	025-243-1831	365日稼動
003	大 形 支 店	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	950-0814	025-274-3466	365日稼動
007	稲 葉 支 店	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	950-0127	025-382-3811	365日稼動
008	横 越 支 店	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	950-0208	025-385-3831	365日稼動
021	阿賀野支店	阿賀野市中央町1丁目9番1号	959-2021	0250-62-2880	365日稼動
022	安 田 支 店	阿賀野市保田1749番地2	959-2221	0250-68-2228	365日稼動
024	豊 栄 支 店	新潟市北区石動1丁目18番地1	950-3325	025-386-1181	365日稼動
031	五 泉 支 店	五泉市吉沢2丁目1番30号	959-1824	0250-43-2211	365日稼動
032	村 松 支 店	五泉市村松甲2248番地1	959-1704	0250-58-2121	365日稼動
034	新 津 支 店	新潟市秋葉区古田1丁目2番29号	956-0025	0250-24-8281	365日稼動

店舗外および共同 ATM

上町出張所	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	365日稼動
松浜出張所	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号	365日稼動
新津出張所	新潟市秋葉区新町1丁目6番8号	平日
笹神出張所	阿賀野市上山屋字道下492番地2	365日稼動
本町出張所	五泉市本町3丁目1番4号	365日稼動
安田ショッピングセンター	阿賀野市保田3095番地	平日・土日

【ATMの営業のご案内】

店 舗・出張所	平 日	休 日	ご利用内容
本店	8:00～21:00	8:00～21:00	お引き出し・ご入金 残高照会・通帳記入 カードによるお振込
馬越・大形・稲葉・横越・阿賀野 安田・豊栄・五泉・村松・上町出張所 松浜出張所・笹神出張所・本町出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	
新津	8:45～20:00	9:00～19:00	
新津出張所	9:00～19:00	稼動しておりません	
安田ショッピングセンター (共同運用)	9:30～19:00	9:30～17:00 平日・土曜の祝日はご利用できません	カードによるお引き出し・残高照会



## 【はばたき信用組合のあゆみ（沿革）】

- |       |     |                                  |       |     |                                 |
|-------|-----|----------------------------------|-------|-----|---------------------------------|
| 昭和28年 | 9月  | 亀田信用組合設立                         | 昭和29年 | 7月  | 水原郷信用組合設立                       |
|       |     |                                  | 昭和36年 | 11月 | 五泉信用組合設立                        |
|       |     |                                  | 昭和37年 | 7月  | 安田支店(出張所)開設                     |
| 昭和40年 | 7月  | 新潟出張所(現馬越支店)開設                   | 昭和42年 | 3月  | 村松支店(出張所)開設                     |
|       |     |                                  | 昭和43年 | 7月  | 笹神支店(出張所)開設                     |
| 昭和44年 | 2月  | 大形出張所開設                          |       |     |                                 |
| 昭和45年 | 10月 | 新栄信用組合に改称                        | 昭和50年 | 4月  | 水原郷信用組合を太陽信用組合に改称               |
| 昭和46年 | 10月 | 本店を現所在地に新築移転                     | 昭和51年 | 4月  | 本町支店開設                          |
| 昭和49年 | 3月  | 鳥屋野(紫竹山)支店開設                     |       | 10月 | 豊栄支店開設                          |
|       |     |                                  |       |     |                                 |
| 昭和51年 | 4月  | 松浜支店開設                           | 昭和56年 | 5月  | 新津支店開設                          |
|       |     |                                  |       |     |                                 |
| 昭和52年 | 12月 | 上町支店新築                           |       |     |                                 |
| 昭和54年 | 11月 | 稲葉支店開設                           |       |     |                                 |
| 昭和55年 | 9月  | 事務センター開設                         |       |     |                                 |
| 昭和55年 | 11月 | オンラインシステム稼働                      |       |     |                                 |
| 昭和56年 | 3月  | 横越支店開設                           |       |     |                                 |
| 昭和57年 | 6月  | 袋津支店開設                           |       |     |                                 |
| 昭和59年 | 9月  | 新津支店開設                           |       |     |                                 |
| 昭和59年 | 11月 | 現金自動支払機稼働                        |       |     |                                 |
| 昭和63年 | 4月  | 新潟産業信用組合と合併<br>(東堀・関屋・河渡3店舗加わる)  |       |     |                                 |
| 平成 3年 | 9月  | 紫竹山支店を馬越支店に統合<br>関屋支店を東堀支店に統合    |       |     |                                 |
| 平成11年 | 10月 | 河渡支店を大形支店に統合                     |       |     |                                 |
| 平成14年 | 10月 | 新津支店を本店に統合<br>SKCセンター加入          |       |     |                                 |
| 平成15年 | 9月  | 保険窓販業務の開始                        |       |     |                                 |
| 平成15年 | 11月 | 袋津支店を稲葉支店に統合                     |       |     |                                 |
| 平成16年 | 5月  | セブン銀行ATM提携開始                     |       |     |                                 |
| 平成18年 | 12月 | 個人向け国債窓販開始                       |       |     |                                 |
| 平成24年 | 12月 | 経営革新等支援機関の認定を受ける                 |       |     |                                 |
| 平成25年 | 2月  | 「でんさいネット」の取扱いを開始                 | 平成26年 | 7月  | 太陽信用組合と五泉信用組合が対等合併しさくらの街信用組合となる |
|       |     |                                  | 平成30年 | 11月 | 笹神支店を本店に統合<br>本町支店を五泉支店に統合      |
| 平成30年 | 11月 | 東堀支店を馬越支店に統合                     |       |     |                                 |
| 令和元年  | 10月 | 日銀歳入復代理店となる                      |       |     |                                 |
|       |     |                                  |       |     |                                 |
| 令和元年  | 12月 | 新栄信用組合とさくらの街信用組合が合併し、はばたき信用組合となる |       |     |                                 |
| 令和 2年 | 11月 | 上町支店を本店に統合                       |       |     |                                 |
| 令和 4年 | 2月  | 松浜支店を大形支店に統合                     |       |     |                                 |
| 令和 4年 | 2月  | 豊栄支店を新築移転                        |       |     |                                 |

# 索引

(各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。)

■ごあいさつ	……………2	【預金に関する指標】	貸倒引当金(期末残高・期中増減額)* ……35
【概況・組織】		預金種目別平均残高* ……34	貸出金償却の額* ……35
事業方針	……………1	預金者別預金残高 ……34	会計監査人による監査* ……3
事業の組織*	……………30	財形貯蓄残高 ……34	代表理事による適正性・有効性の確認 ……3
役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	……………30	固定金利・変動金利区分別定期預金残高* ……34	【その他の業務】
職員数*	……………30	役員1人当たり預金残高 ……34	内国為替取扱実績 ……35
店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	……………46	1店舗当たり預金残高 ……34	外国為替取扱実績 ……該当なし
地区一覧	……………1	【貸出金等に関する指標】	公共債窓販実績 ……35
自動機器設置状況	……………46	貸出金種類別平均残高* ……35	公共債引受額 ……該当なし
組合員数	……………30	貸出金及び債務保証見返額担保別残高* ……35	手数料一覧 ……45
会計監査人	……………30	貸出金使途別残高* ……35	【バーゼルⅡ第3の柱に係る開示事項】
子会社の状況	……………該当なし	貸出金業種別残高・構成比* ……35	自己資本の構成に関する事項* ……38
【主要事業内容】		貸出金利区分別残高* ……35	自己資本の充実度に関する事項* ……39
主要な事業の内容*	……………44	預貸率(期末・期中平均)* ……34	信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)* ……40.41
【業務に関する事項】		消費者ローン・住宅ローン残高 ……35	(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高* ……40
事業の概況*	……………2	代理貸付残高の内訳 ……35	(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額* ……35.40
経常収益*	……………3	役員1人当たり貸出金残高 ……34	(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等* ……40
経常利益*	……………3	1店舗当たり貸出金残高 ……34	(4)リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等* ……41
当期純利益*	……………3	【有価証券に関する指標】	信用リスク削減手法に関する事項* ……41
出資総額、出資総口数*	……………3	商品有価証券の種類別平均残高* ……該当なし	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項* ……該当なし
純資産額*	……………3	有価証券の種類別平均残高* ……35	証券化エクスポージャーに関する事項* ……該当なし
総資産額*	……………3	有価証券の種類別の残存期間別残高* ……36	オペレーショナルリスクに関する事項* ……39
預金積金残高*	……………3	預証率(期末・期中平均)* ……34	出資等エクスポージャーに関する事項* ……42
貸出金残高*	……………3	【経営管理体制に関する事項】	金利リスクに関する事項* ……42
有価証券残高*	……………3	リスク管理の体制* ……22	自己資本の調達手段の概要* ……42
出資配当金*	……………3	法令遵守の体制* ……23	【その他】
【主要業務に関する指標】		預金保険制度 ……25	当組合の考え方 ……1
業務粗利益および業務純益等*	……………34	個人情報等の保護、利用目的について ……25.26	沿革・あゆみ ……47
資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支*	……………34	取引時確認のお願い ……27	営業のご案内 ……43.44
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	……………34	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……24	三條信用組合との合併について ……10.11
受取利息、支払利息の増減*	……………34	【財産の状況】	店舗の移転・新築について ……12.13
役員取引等の状況	……………34	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書* ……4~9	報酬体系の開示について ……31
その他業務収益の内訳	……………34	金融再生法による開示債権* ……37	地域貢献について ……14~21
経費の内訳	……………34	有価証券の時価情報* ……36	総代会制度について ……28.29
総資産経常利益率*	……………34	外貨建資産残高 ……該当なし	お客様相談室について ……23
総資産当期純利益率*	……………34	オフバランス取引の状況 ……該当なし	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況* ……18
		先物取引の時価情報 ……該当なし	新型コロナウイルス感染症への対応 ……15
		オプション取引の時価状況 ……該当なし	経営者保証に関するガイドラインへの対応 ……20
			日本政策金融公庫との業務連携 ……20

・本誌は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条、およびバーゼルⅡ第3の柱に基づいて作成しております。  
 ・本資料に記載の諸計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。





はばたき信用組合